

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を
令和3年4月15日（木）まで延長します

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

○ 申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個人事業者の消費税	令和3年3月31日（水）	
贈 与 税	令和3年3月15日（月）	

○ 振替日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

（参考）[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からも e-Tax や電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

令和2年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）

はじめに

- 確定申告書には、**申告書A**と**申告書B**がありますが、株式等に係る譲渡所得等の申告は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」の申告書用紙で行います。
この場合、譲渡所得等の金額の計算は、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で行います。
- この冊子は、「**令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）と併せてご覧ください。
- 令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和3年2月16日（火）から同年3月15日（月）まで**です。
なお、還付申告書は、令和3年2月15日（月）以前でも提出できます。
 - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。（郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限（令和3年3月15日（月））**内となるよう、お早めにご送付ください。）
 - ・ 税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、**一部の税務署**では、**2月21日**と**2月28日**に限り**日曜日**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

目次

- この冊子では、確定申告書の**記載手順**・次の事例の**記載例**と国税庁ホームページを利用した申告書等の**作成手順**・具体的**入力例**、参考として「**株式等の譲渡所得等のあらまし**」などを掲載しています。

	(ページ)
(1) 確定申告書の記載手順	2～3
(2) 【事例1】 特定口座を利用していないケース	4～11
(3) 【事例2】 特定口座を利用しているケース	12～17
(4) 【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース	18～23
(5) 【事例4】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース	24～29
(6) 【事例5】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース	30～34
(7) 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成手順など	35
(8) 【事例6】 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例	36～43
(9) 【参考1】 令和2年分 株式等の譲渡所得等のあらまし	44～62
(10) 【参考2】 給与所得金額の計算表など	63

⚠ 基礎控除が変更されました！！ ～申告書第一表の「**②4基礎控除**」欄の記載にご注意ください～

令和2年分の確定申告から、控除額が10万円引き上げられ、48万円になりました。

なお、合計所得金額が2,400万円を超える方は、その合計所得金額に応じて次の表のとおり控除額が変わります。

ただし、合計所得金額が2,500万円を超える方は、控除を受けられません。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

「合計所得金額」については、**6ページ**をご覧ください。

確定申告書の記載手順

○ 「確定申告書」は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例1】（4ページ～11ページ）に基づいて作成した「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」を示して、申告書の記載手順を説明します。

○ 記載手順は、矢印と番号（①～⑦）で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、各【事例】をご覧ください。

なお、「確定申告書」の作成に先立って、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」などの各種明細書（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を作成します。

（記載した部分は、便宜上、青色で表示しています。）

申告書B第二表

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書B第一表

記載手順

① 「株式等に係る譲渡」を作成します。（4～5、

② 第一表の収入金入ます。（6、14、20

③ 第二表を作成し第二表は、②及び（第二表の記載例は、

④ 第一表の所得かきます。（8 ページ参

⑤ 第三表の分離課の箇所を書きます。

⑥ 第三表の税金の（10、16、23、29

⑦ 第一表の税金の入ます。（11、17、23

令和3年2月16日 令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 A市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

職業 会社員

世帯主の氏名 国税一郎

世帯主との続柄 本人

マイナンバー 3 38 01 12

収入金額等

所得金額等

所得から差し引かれる金額

復興特別所得税額 ④ 143000

復興特別所得税額④欄の記入をお忘れなく!!

復興特別所得税額 (④×2.1%)

申告書記載に当たってのお願い

記載に当たっては、次の点についてのご協力をお願いいたします。

- 1 申告書等は、黒いインクのボールペンで書いてください。
 なお、申告書は複写式となっていますが、2枚目(控用)は取り外して使用しても差し支えありません。
- 2 フリガナは、濁点「」半濁点「°」は一字分とし、姓と名の間は一字空けてください。
- 3 マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際 【記載例】
 には、右の記載例にならってマス目の中に丁寧に書いてください。
 なお、1億円以上の金額がある場合は、右の記載例 【記載例】
 にならって書いてください。
- 4 記入事項を訂正する場合には、二重線で抹消し、そ 【記載例】
 の上の欄などの余白に適宜書いてください。

縦線1本 隙間を空ける 上に突き抜ける 角を作る
 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる

(金額が1,234,500,000円の場合)
 1 2 3 4 5 0 0 0 0 0

配 当 ④ 1 2 3 0 0 0 0
 給 与 ⑤ ⑥ + 2 3 0 0 0 0 0

「所得等」の金額の計算明細書」等
 12～13、18～19、24～25、30～34ページ参照)

「額等」と「所得金額等」の箇所を書き
 、26 ページ参照)

ます。
 ④の記載と併せて作成します。
 7、21、27 ページを参照してください)

「差し引かれる金額」の箇所を書
 照)

「税の収入金額」や「所得金額」など
 (9、15、22、28 ページ参照)

「計算」、「その他」の箇所を書きます。
 ページ参照)

「計算」、「その他」などの箇所を書き
 、29 ページ参照)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和 2 年分】
 申告書第三表(分離課税用)

令和 02 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用) F A 2 4 0 0

整理番号 一連番号

特 例 適 用 条 文

法 法 法 条 項 号
 所 法 捕 法 条 項 号
 所 法 捕 法 条 項 号

住所 A市××町1-23-9
 氏名 国税 一郎

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	②	
	長期譲渡	一般分	③	
	特定分	④		
	軽減分	⑤		
	一般株式等の譲渡	⑥	3 5 0 0 0 0	
	上場株式等の譲渡	⑦	2 4 0 0 0 0	
	上場株式等の配当等	⑧		
	先物取引	⑨		
	山林	⑩		
	退職	⑪		
所得金額	短期譲渡	一般分	⑫	
	長期譲渡	一般分	⑬	
	特定分	⑭		
	軽減分	⑮		
	一般株式等の譲渡	⑯	1 5 2 5 0 0	
	上場株式等の譲渡	⑰	5 8 3 5 0 0	
	上場株式等の配当等	⑱		
	先物取引	⑲		
	山林	⑳		
	退職	㉑		
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の①)	⑫	9 8 5 0 0 0 0	
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の②)	⑬	1 5 3 0 0 0 0	
	⑭ 対応分	⑭	8 3 2 0 0 0 0	
	⑮ 対応分	⑮	0 0 0 0 0 0	
	⑯ 対応分	⑯	0 0 0 0 0 0	
	⑰ 対応分	⑰	0 0 0 0 0 0	
	⑱ 対応分	⑱	7 3 5 0 0 0	
	㉑ 対応分	㉑	0 0 0 0 0 0	
	㉒ 対応分	㉒	0 0 0 0 0 0	
	㉓ 対応分	㉓	0 0 0 0 0 0	

税金の計算

⑫から⑳までの合計
(申告書第一表の③)

⑫ 1 2 7 7 6 0 0
 ⑬ 1 1 0 2 5 0
 ⑭ 1 3 8 7 8 5 0

株式等配当先物取引
 本年分の⑫から差し引く繰越損失額
 前年以後に繰り越される損失の金額
 本年分の⑭から差し引く繰越損失額
 前年以後に繰り越される損失の金額

〇 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		⑰		
特別控除額の合計額		⑱		

〇 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額
⑲

〇 退職所得に関する事項

収入金額	退職所得控除額
円	円

整理番号 入力 申告等年月日 申告区分

【事例1】 特定口座を利用していないケース

私は、令和2年中に次の上場株式（A不動産）2,000株の売却（P証券本店への売委託）と公募公社債（B銀行）の償還（Q証券本店が交付）がありました（特定口座は利用していません）。

なお、上場株式（A不動産）の売却の際の委託手数料は16,500円です。

銘柄	購入日	取得株数 (額面金額)	購入金額	売渡日(償還日)	売却金額 (償還金額)
A不動産(上場株式)	平成27年1月9日	1,000株	650,000円	令和2年9月3日	1,400,000円
	平成27年2月13日	2,000株	850,000円		
B銀行(公募公社債)	平成27年5月14日	1,000,000円	800,000円	令和2年5月13日	1,000,000円

また、この他に次の非上場株式（C興産）を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
C興産(非上場株式)	平成14年1月18日	500株	197,500円	令和2年6月5日	350,000円

私は、これらの収入以外に給与（収入金額1,180万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合（償還などの場合を含みます。以下同じです。）には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように②面から転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を右のように②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を右のように②面から転記してください。

なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を右のように②面から転記してください。

1 面

【令和 2 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp]の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	A市××町1-23-9	フリガナ氏名	コクセイ イチロウ
電話番号 (連絡先)	000-xxxx-xxxx	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
その他の収入 ②		
小計 (①+②) ③	350,000	2,400,000
取得費(取得価額) ④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		16,500
小計 (④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,500
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けて書いてください) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,500
特定投資株式等の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	152,500	583,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	152,500	583,500

(注) 相続特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑤までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。
 ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、相続特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
 ※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
 ※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
 ※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額が

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損及び繰越控除の特典の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書附表」も記載してください。

特別適用条文 措法 条の 措法 条の

4

【事例1】の解説

- あなたが取引されたもののうち、**A不動産の株式**と**B銀行の社債**は、「**上場株式等**」に該当します。また、上場していない**C興産の株式**については、「**一般株式等**」に該当します。これらの株式の売却と社債の償還による譲渡所得等の金額は、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額		必要経費等		差引金額
(一般株式等)	350,000 円	－	197,500 円	=	152,500 円
(上場株式等)	2,400,000 円	－	1,816,500 円	=	583,500 円

➤ 「上場株式等」の必要経費等のうち、取得費の計算については、下の説明をご覧ください。

- また、株式の売却などにより合計所得金額（6、9ページ参照）が**1,000万円を超える場合**には、「**配偶者（特別）控除**」の適用を受けることはできません（配偶者（特別）控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される金額が異なります。詳しくは、8ページをご確認ください）。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算をする必要があります。

なお、納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」で行いますので、6ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、**143,000円**となります。

2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要する額
-------	--------------------	-------------------	------------------

上場株式等をお売りになった場合には「**上場株式等**」として、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「**一般株式等**」として書いてください。

譲渡先の所在地・名称等を書いてください。

金融商品取引業者等を通じて売却等をしている場合には、**金融商品取引業者（支店等）名**を書いてください。

売却時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）、償還日**を書いてください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いてください。

参考）特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 上場株式等	2・9・3	A不動産	2,000	P証券本店	1,400,000	1,000,000	16,500	(27・2・13)
一般株式等 上場株式等	2・5・13	第5回B銀行債	1,000,000	Q証券本店	1,000,000	800,000		27・5・14 (...)
一般株式等 上場株式等	2・6・5	C興産	500	A市〇〇町4-6-5 仙台太郎	350,000	197,500		14・1・18 (...)
一般株式等 上場株式等	...							(...)
一般株式等 上場株式等	...							(...)
一般株式等 上場株式等	...							(...)
合計		一般株式等			350,000	197,500		
		上場株式等（一般口座）			2,400,000	1,800,000	16,500	

購入時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）**を書いてください。

同一銘柄の株式等を2回以上にわたって取得している場合には、() 内に最も新しい取得年月日を書いてください。

➤ 売却した同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合、取得費の計算に当たっては、**総平均法に準ずる方法**によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します（50ページ参照）。

この事例の場合、A不動産の株式については2回以上にわたって購入しているので、取得費の計算に当たっては、次のとおり総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

A不動産の株式の取得費の具体的な計算は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} & 650,000 \text{ 円} + 850,000 \text{ 円} \\ & \quad \quad \quad 1,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株} \\ & = \text{500 円 (1株当たりの金額)} \\ & 500 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} = \text{1,000,000 円 (取得費)} \end{aligned}$$

一般株式等については、銘柄ごとに書いてください。

また、上場株式等については、**金融商品取引業者等**ごとにまとめて、**区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料**を書いてください。

なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

事例 1

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

- 保険料控除等に関する事項など
第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。
この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。
なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付する必要があります。詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の41ページを参照してください。）。
⑬ 社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。
⑮ 生命保険料控除
新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。
⑯ 地震保険料控除
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 A市××町1-23-9
氏名 国税 一郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	株式会社〇〇産業 1市△△町4-2-3	11,800,000	1,273,900

⑭ 源泉徴収税額の合計額 1,273,900

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項（⑪）

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡（短期）			
譲渡（長期）			
一時			

○ 特別適用条文等

○ 配偶者や親族に関する事項（⑳～㉔）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
国税 花子	×	配偶者	39.11.20				

○ 事業専従者に関する事項（㉕）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除額）

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非課税所得等	事業税	非課税所得等

第一表⑭欄へ
(11ページ)

この事例では、株式等をお売りになった方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者（特別）控除」（8ページ参照）の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。

詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。

- 住民税・事業税に関する事項
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

④ 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 「所得から差し引かれる金額」は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉑欄の記載を省略し、㉒欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和 2 年 分														給与所得の源泉徴収票													
支払を受ける者 住所 A市××町1-23-9														氏名 氏名(カナ) 性別 年齢													
														氏名 氏名(カナ) 性別 年齢													
税 別														税 別													
給与・賞与														給与・賞与													
11 800 000														9 850 000													
1 660 000														1 273 900													
源泉控除対象配偶者の有無等														源泉控除対象配偶者の有無等													
配偶者(特別)控除の額														配偶者(特別)控除の額													
130 000														130 000													
社会保険料等の金額														社会保険料等の金額													
900 000														900 000													
生命保険料の控除額														生命保険料の控除額													
100 000														100 000													
地震保険料の控除額														地震保険料の控除額													
50 000														50 000													
住宅ローン等特別控除の額														住宅ローン等特別控除の額													

申告書B第一表(左下部)

社会保険料控除	⑬				900 000
小規模企業共済等掛金控除	⑭				
生命保険料控除	⑮				1 000 000
地震保険料控除	⑯				500 000
寡婦、ひとり親控除	区分 ⑰～⑱				0 000
勤労学生、障害者控除	⑲～㉑				0 000
配偶者(特別)控除	区分 ㉒ ㉓				0 000
扶養控除	区分 ㉔				0 000
基礎控除	㉕				480 000
⑬から㉕までの計	㉖				1 530 000
雑損控除	㉗				
医療費控除	区分 ㉘				
寄附金控除	㉙				
合(㉖+㉗+㉘+㉙)	㉚				1 530 000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

第三表㉑欄へ(10ページ)

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和2年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和2年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和26年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

〔配偶者(特別)控除額〕

		あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	48万円以下(控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円	

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成17年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)のことです。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)のことです。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和26年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことです。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

〔扶養控除額〕

		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

〔基礎控除額〕

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

㉔ 基礎控除

あなたの令和2年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和2年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額

「一般株式等」、「上場株式等」とに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

⑤ 合計所得金額 (6 ページ参照)
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ 第三表の所得金額「⑥⑨一般株式等の譲渡」欄の金額 (赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の所得金額「⑦⑩上場株式等の譲渡」欄の金額 (赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,850,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,500円
合計所得金額	10,586,000円

令和 02 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用) FA2400

住所 A市××町1-23-9
氏名 コクセイ イチロウ 国税 一郎

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	②	
	長期譲渡	一般分	③	
	特定分	④		
	軽減分	⑤		
	一般株式等の譲渡	⑥	350,000	
	上場株式等の譲渡	⑦	2,400,000	
	上場株式等の配当等	⑧		
	先物取引	⑨		
	山林	⑩		
	退職	⑪		
所得金額	短期譲渡	一般分	⑫	
	長期譲渡	一般分	⑬	
	特定分	⑭		
	軽減分	⑮		
	一般株式等の譲渡	⑯	152,500	
	上場株式等の譲渡	⑰	583,500	
	上場株式等の配当等	⑱		
	先物取引	⑲		
	山林	⑳		
	退職	㉑		
総合課税の合計額	(申告書第一表の⑫)	⑫		
所得から差し引かれる金額	(申告書第一表の⑬)	⑬		

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
その他の収入 ②		
小計 (①+②) ③	350,000	2,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等		
取得費 (取得価額) ④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		16,500
小計 (④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,500
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください。)		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,500
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	152,500	583,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3)		
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	152,500	583,500

7 第一表の 税金の計算、その他 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

FA2200		第一表	
及 び 所得税 の 確定 申告書 B		令和2年分以降用	
×××△△△△△ 生年月日 3 38 01 12			
姓 名 国税 一郎			
会社員 屋号・雅号 世帯主の氏名 国税一郎 世帯主との続柄 本人			
整理番号 電話番号 000-xxxx-xxxx			
課税される所得金額 (②-③)又は第三表上の③に対する税額又は第三表の⑩		③①	000
配 当 控 除		③②	1387850
政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除		③③	
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除 等		③④	00
差 引 所 得 税 額		④①	1387850
災 害 減 免 額		④②	
再差引所得税額(基準所得税額)		④③	1387850
復興特別所得税額 (④③×2.1%)		④④	29144
所得税及び復興特別所得税の額 (④③+④④)		④⑤	1416994
外国税額控除等		④⑥	
源泉徴収税額		④⑧	1273900
申 告 納 税 額 (④⑤-④⑥-④⑦-④⑧)		④⑨	143000
予 定 納 税 額 (第1期分・第2期分)		⑤①	
第3期分の 納める税金の 税 額 (④⑨-⑤①) 還付される税金		⑤②	△
公的年金等以外の 合 計 所 得 金 額		⑤③	
配偶者の合計所得金額		⑤④	
専従者給与(控除)額の合計額		⑤⑤	
青色申告特別控除額		⑤⑥	
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額		⑤⑦	
未納付の源泉徴収税額		⑤⑧	
本年分で差し引く繰越損失額		⑤⑨	
平均課税対象金額		⑥①	
変動・臨時所得金額		⑥②	
申告期限までに納付する金額		⑥③	00
延 納 届 出 額		⑥④	000

転記します。

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④①住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額

③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)

④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額

④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。

また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

④⑨ 申告納税額

④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「⑤①納める税金」の2分の1以上の金額を令和3年3月15日(月)までに納付することにより、その残額を、令和3年5月31日(月)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

【事例2】 特定口座を利用しているケース

私は、令和2年中にR証券西口支店及びS証券東口支店の特定口座（源泉徴収は選択していません。）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分（R証券分）	1,400,000 円	1,000,000 円	400,000 円
上場分（S証券分）	1,000,000 円	383,000 円	617,000 円
合 計	2,400,000 円	1,383,000 円	1,017,000 円

また、T証券南口支店で次の上場株式の取引を行いました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	株数	売渡日	売却金額	委託手数料	購入日	購入金額
D電気	1,000 株	1月17日	700,000 円	7,000 円	平成19年3月9日	900,000 円
E商事	1,000 株	4月10日	1,000,000 円	10,000 円	平成18年10月6日	600,000 円

私はこれらの収入以外にも、パート収入（収入金額 70 万円）がありましたが、夫が、夫の給与所得について年末調整で配偶者控除の適用を受けていました。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます（15 ページ参照）。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように②面から転記してください。

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、合計して「上場株式等」に転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52 ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の(注)をご覧ください。

1 面

【令和 2 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp]の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	B市〇〇町1-12-501	フリガナ 氏 名	カントウ ノブコ 関東 信子
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職 業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	円	4,100,000
その他の収入 ②		
小 計 (①+②) ③	申告書第三表③へ	申告書第三表③へ
取得費 (取得価額) ④		2,883,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		17,000
⑥		
小計 (④から⑥までの計) ⑦		2,900,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		1,200,000
特定投資株式等の取得に要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	申告書第三表③へ	申告書第三表③へ
⑪欄が赤字の場合は0と書いてください		1,200,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		申告書第三表③へ
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表③へ	申告書第三表③へ
		1,200,000

「上場株式等の⑪欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損金控除及び繰越控除の特典の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」の「上場株式等の譲渡損失の損金控除及び繰越控除の特典の適用を受ける方」の欄に「は」を記入してください。

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、②面の2の「譲渡の対価の額（収入金額）」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄 2,400,000 円と②面の【参考】の「譲渡による収入金額」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄 1,700,000 円を合計して、①面の「収入金額」の①欄（「譲渡による収入金額」欄）に書いてください。

また、②面の2の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄 1,383,000 円と②面の【参考】の「取得費（取得価額）」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄 1,500,000 円を合計して、①面の「必要経費又は譲渡に要した費用等」の④欄（「取得費（取得価額）」欄）に書いてください。

【事例2】の解説

- あなたが行った取引は、全て「**上場株式等**」の取引に該当します。

特定口座の取引と特定口座以外での取引がある場合には、これらの取引を「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で合算して計算します。計算すると次のとおりとなります。

収入金額 **必要経費等** **差引金額**
(上場株式等) **4,100,000 円** **－** **2,900,000 円** **=** **1,200,000 円**

- 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「**申告書 B 第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」で行いますので、14 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。
- この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、**133,200 円**となります。
- なお、合計所得金額（6、9 ページ参照）が **48 万円**を超える場合には、その方の配偶者の方は「**配偶者控除**」の適用を受けることはできません。また、合計所得金額が **133 万円超**の場合には、その方の配偶者の方は「**配偶者特別控除**」の適用も受けることはできません。したがって、この事例では、あなたの配偶者（夫）は給与所得について年末調整で適用を受けている「**配偶者控除**」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）を計算した確定申告書を提出する必要があります（17 ページ参照）。

2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 (簡易口座)	R (証券会社 銀行) 西口 (本店 支店 出張所)	1,400,000	1,000,000	400,000	—
源泉口座 (簡易口座)	S (証券会社 銀行) 東口 (本店 支店 出張所)	1,000,000	383,000	617,000	—
源泉口座 (簡易口座)	証券会社 銀行 (本店 支店 出張所)				
源泉口座 (簡易口座)	証券会社 銀行 (本店 支店 出張所)				
源泉口座 (簡易口座)	証券会社 銀行 (本店 支店 出張所)				
合 計 (上場株式等 (特定口座))		1 画①へ 2,400,000	1 画④へ 1,383,000	1 画⑤へ 1,017,000	申告書 B 第二表 (所得の内訳) 欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の 銘柄	数量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託 手数料	取 得 年 月 日
一般株式等 (上場株式等)	—	—	2,000	T証券 南口支店	1,700,000	1,500,000	17,000	—
一般株式等 (上場株式等)	..	..						(..)
一般株式等 (上場株式等)	..	..						(..)
一般株式等 (上場株式等)	..	..						(..)
一般株式等 (上場株式等)	..	..						(..)
合 計		一 般 株 式 等			1 画①へ 1,700,000	1 画④へ 1,500,000	1 画⑤へ 17,000	
		上 場 株 式 等 (一般口座)			1 画①へ 1,700,000	1 画④へ 1,500,000	1 画⑤へ 17,000	

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

R 証券分

令和 2 年分 特定口座年間取引報告書

住所 (所) B市〇〇町1-12-501 フリガナ カネウ ノブコ 氏名 関東 信子 確定の欄 〇 特 別 徴 収 口座 27 6 3 日 年 月 日 源泉徴収の 徴 収 〇

生年月日 明・大 39 8 4 平・令 39 8 4 源泉徴収の 徴 収 〇

譲渡の区分 譲渡の対価の額 (収入金額) 取得費及び譲渡に要した費用の額等 差引金額 (譲渡所得等の金額) (1)-(2)

上 場 分 1 400 000 円 1 000 000 円 400 000 円

特 定 分 分 1 000 000 円 383 000 円 617 000 円

合 計 1 400 000 円 1 000 000 円 400 000 円

金融商品取引業者等 所在地 B市△△町7-8 名称 R証券西口支店 (電話)〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 法人番号 〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

S 証券分

令和 2 年分 特定口座年間取引報告書

住所 (所) B市〇〇町1-12-501 フリガナ カネウ ノブコ 氏名 関東 信子 確定の欄 〇 特 別 徴 収 口座 27 9 3 日 年 月 日 源泉徴収の 徴 収 〇

生年月日 明・大 39 8 4 平・令 39 8 4 源泉徴収の 徴 収 〇

譲渡の区分 譲渡の対価の額 (収入金額) 取得費及び譲渡に要した費用の額等 差引金額 (譲渡所得等の金額) (1)-(2)

上 場 分 1 000 000 円 383 000 円 617 000 円

特 定 分 分 1 000 000 円 383 000 円 617 000 円

合 計 1 000 000 円 383 000 円 617 000 円

金融商品取引業者等 所在地 B市△△町4-5 名称 S証券東口支店 (電話)〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 法人番号 〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

《参考》

源泉徴収口座を申告する場合には、申告書 B 第二表の「所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄、申告書 B 第一表⑤7欄及び申告書第三表 (分離課税用) ⑨9欄に源泉徴収税額等を転記してください。

転記の方法については、56 ページをご覧ください。

上場株式等については、金融商品取引業者等ごとにまとめて、区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料を書いてください。

なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例2

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(0□に「2」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例1】の記載例(7ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- **所得から差し引かれる金額**は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

令和 3 年 2 月 16 日 令和 02 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 B

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

職業 会社員

世帯主の氏名 関東 越郎

世帯主との続柄 妻

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

収入金額等

事業所得	700,000
給与所得	150,000
合計	850,000

所得金額等

給与所得	150,000
合計	150,000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	48,000
合計	48,000

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

令和 2 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

職業 会社員

支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
700,000	150,000	480,000	0

13欄から24欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、13欄から24欄の記載を省略し、25欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。

この事例では、24欄の記載を省略しています。

支払者 N市中央3-11-10

氏名又は名称 〇〇株式会社

⑤ 第三表の分離課税の**収入金額**や**所得金額**などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

[illegible]

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

收入金額 所得金額

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

 添付書類

「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。

- 1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合
○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書^注

- ## 2 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合

- 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書^注

- 所得税及び復興特別所得
税の確定申告書付表（上場
株式等に係る譲渡損失の損
益通算及び繰越控除用）

(注) 申告をする取引が一の特定口座のみの場合

「特定口座年間取引報告書」

の添付をもって「株式等に係
る譲渡所得等の金額の計算明
細書」の添付に代えることが
できます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 (①)	円	円 4,100,000
	その他の収入 (②)		
	小計 (①+②) (③)	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉔へ 4,100,000
必要経費と譲渡差金と費用等	取得費 (取得価額) (④)		2,883,000
	譲渡のための委託手数料 (⑤)		17,000
	(⑥)		
	小計 (④から⑥までの計) (⑦)		2,900,000
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください。)		
	差引金額 (③-⑦-⑧) (⑨)		1,200,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (⑥欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額 (⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。)	申告書第三表㉕へ	黒字の場合は申告書第三表㉖へ 1,200,000	
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) (11 - ⑫)		申告書第三表㉗へ	
繰越控除後の所得金額 (※4) (11 - ⑫)	申告書第三表㉘へ	申告書第三表㉘へ 1,200,000	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などにより赤字のみの場合は、申告書三表の⑦欄に0を記載します。	特例適用条文	措法 条の 措法 条の
--	---------------	------------------------

※1 「特定管理株式等の上場譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑫欄の金額から控除されなかった場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄		
-----	--	--

(令和2年分以降用)

で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

6 第三表の 税金の計算 の箇所を書きます。

第一表の 所得金額等 「⑫合計」 欄に記載した金額（14ページ参照）と 所得から差し引かれる金額 「⑳合計」 欄に記載した金額（14ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額（赤字の場合は0円）－ ⑳欄の金額
＝ A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を㉔欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に㉒欄から㉔欄までの金額を、対応する㉒欄から㉔欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、㉒欄から㉔欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する㉒欄から㉔欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉒欄の金額（480,000円）が㉒欄の金額（150,000円）から引ききれませんから、その引ききれなかった金額（330,000円）を㉒欄の金額（1,200,000円）から引き、その残額である870,000円を㉒欄に書きます（㉒欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の㉒欄から直接転記はしません。）。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

所得 分離 課 税 金 額	短期譲渡	一般分	㉒						
	軽減分		㉓						
	長期譲渡	一般分	㉔						
	特定分		㉕						
	軽減課分		㉖						
	一般株式等の譲渡		㉗						
	上場株式等の譲渡		㉘						
	上場株式等の配当等		㉙						
	先物取引		㉚						
	山林		㉛						
税金 の 計 算	退職		㉜						
	総合課税の合計額 (申告書第一表の㉒)		㉝						
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉓)		㉞						
	㉝ 対応分		㉟						
	㉞ 対応分		㊱						
	㉟ 対応分		㊲						
	㊱ 対応分		㊳						
	㊲ 対応分		㊴						
	㊳ 対応分		㊵						
	㊴ 対応分		㊶						

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

税金 の 計 算	㉟ 対応分	㊱							
	㊱ 対応分	㊲							
	㊲ 対応分	㊳							
	㊳ 対応分	㊴							
	㊴ 対応分	㊵							
	㊵ 対応分	㊶							
	㊶ 対応分	㊷							
	㊷ 対応分	㊸							
	㊸ 対応分	㊹							
	㊹ 対応分	㊺							
税金 の 計 算	㊺から㊻までの合計 (申告書第一表の㊻に転記)	㊻							

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額（㉒欄） 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額
【上場株式等】 870,000円 × 0.15 = 130,500円
……………（㉒欄に書きます。）

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

F A 2 2 0 0		第一表 (令和2年分以降用)	
及 び の 確 定 申 告 書 B			
△△△××××× 生年月日 3 39.08.04		第一表	
カナ カントウ ノブ コ			
名 関東 信子			
会社員	屋号・雅号	世帯主の氏名 関東越郎	世帯主との続柄 妻
整理番号		電話番号	000-△△△-××××
課税される所得金額 (12-29)又は第三表上の③に対する税額又は第三表の③	③①	000	
配当控除	③②	130500	
区分	③③		
区分	③④		00
政党等寄附金等特別控除	③⑤		
住宅耐震改修特別控除等	③⑥		
差引所得税額 (12-29-③②-③③-③④-③⑤-③⑥)	④①	130500	
災害減免額	④②		
再差引所得税額(基準所得税額)	④③	130500	
復興特別所得税額 (④③×2.1%)	④④	2740	
所得税及び復興特別所得税の額 (④③+④④)	④⑤	133240	
外国税額控除等	④⑥		
源泉徴収税額	④⑦		
申告納税額 (④⑤-④⑥-④⑦)	④⑧	133200	
予定納税額 (第1期分・第2期分)	④⑨		
第3期分の税額 (④⑧-④⑨)	④⑩	133200	
還付される税金	④⑪	△	
公的年金等以外の合計所得金額	⑤③		
配偶者の合計所得金額	⑤④		
専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑤		
青色申告特別控除額	⑤⑥		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤⑦		
未納付の源泉徴収税額	⑤⑧		
本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑨		
平均課税対象金額	⑤⑩		
納税地の住所	⑤⑪		

転記します。

④① 差引所得税額

③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)

④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額

④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 申告納税額

④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》

この事例の場合、夫が年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、妻の合計所得金額(6、9ページ参照)は給与所得の金額(15万円)と上場株式等に係る譲渡所得等の金額(120万円)の合計135万円となりますので、夫の所得税の計算上、「配偶者(特別)控除」(8ページ参照)の適用は受けられません。そのため、妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和3年3月15日(月)までに「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の45ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください(e-Taxにより提出することもできます)。

既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続を行うか、異動前の所轄の税務署に、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「納税地の異動に関する届出書」又は「納税地の変更に関する届出書」を提出する必要があります。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、令和2年中に次の上場株式を、U証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
F設備	平成18年4月12日	1,000株	3,300,000円	令和2年3月16日	37,000円	3,700,000円
G出版	平成18年7月7日	1,000株	2,500,000円	令和2年5月11日	13,000円	1,300,000円
H食品	平成18年12月15日	1,000株	1,400,000円	令和2年11月9日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
I建材	平成16年4月5日	10,000株	500,000円	令和2年9月7日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、②面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を②面から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を②面から転記してください。

②面の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は5ページを参照してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和 2 年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp]の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	C市△△町3-16-4	フリガナ 氏 名	カナザワ ジョウ 二郎
電話番号 (連絡先)	××-△△△-〇〇〇〇	職業	無職
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	700,000	5,700,000
その他の収入 ②		
小計 (①+②) ③	700,000	5,700,000
必要経費は控除した額		
取得費 (取得価額) ④	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000
⑥		
小計 (④から⑥までの計) ⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	200,000	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文 指法 条の
指法 条の

整理欄

(令和2年分以降用)

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付属表」も記載してください。

【事例 3】の解説

- あなたがお売りになった株式のうち、F 設備、G 出版、H 食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していない I 建材の株式については、「一般株式等」に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51 ページ参照））。

	収入金額	必要経費等	差引金額	
(一般株式等)	700,000 円	500,000 円	= 200,000 円	損益の通算 は 不 可
(上場株式等)	5,700,000 円	7,257,000 円	= △ 1,557,000 円	

- 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後 3 年間にわたり繰り越すことができます（52 ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。
- 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書 B 第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、20 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①令和 2 年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和 2 年分の分離課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和 2 年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表（1 面上部）

令和 2 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	
住所 （又は 事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
C市△△町3-16-4	カナザワ ジロウ 金沢 二郎

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。

- ① 申告年分（「令和__年分」の空欄に「2」と書きます。）
- ② 住所（事業所などを含みます。）、氏名

確定申告書付表（1 面下部）

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額）	① 1,557,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額）	② 1,557,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③ 1,557,000 円

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）による譲渡損失の金額をいいます。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

確定申告書付表（1 面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-④） （③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤ 1,557,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④-③） （③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥

令和 2 年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。

※ 上場株式等の相対取引など（52 ページ（注 2）参照）がある場合の記載方法については、①面の 1(1)※をご覧ください。

確定申告書付表（2 面上部）

生じた年	損失の金額	譲渡損失の金額（※ 1）	繰越損失の金額
本年の 3 年前分 平成 27 年分 令和 1 年分	②（前年分の付表の⑤欄の金額）円	③（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円 ④（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）円	⑤（本年の 3 年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）円
本年の 2 年前分 平成 28 年分 令和 2 年分	⑥（前年分の付表の⑤欄の金額）円	⑦（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円 ⑧（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）円	⑨（⑥-⑦-⑧）円
本年の 前年分 平成 29 年分 令和 3 年分	⑩（前年分の付表の⑤欄の金額）円	⑪（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円 ⑫（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）円	⑬（⑩-⑪-⑫）円
本年分	⑬（本年分の譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（①+②+③））円	⑭（本年分の分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（④+⑤+⑥））円	⑮（⑬+⑭）円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 （⑤+⑨+⑬）円			⑯ 1,557,000 円

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000 円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を①欄へ転記します。①欄の金額（1,557,000 円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書きしますので、この事例では記入の必要はありません。

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き
確定申告書 B 用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(0□に「2」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

収入金額等 所得金額等

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等の⑤雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、**所得金額等**の「⑦雑（公的年金等）」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページで求めることができます。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

[illegible]

第三表⑫欄へ
(23ページ)

第三表②⑨欄へ
(23ページ)

[illegible]

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 C市△△町3-16-4
氏名 金沢 二郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名義・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
雑	〇〇年金	〇〇組合 △△市〇〇区△△町4-3-5	2,499,600	67,646

④⑤ 源泉徴収税額の合計額 67,646

⑩ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

⑪ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

⑫ 事業専従者に関する事項 (25)

⑬ 住民税・事業税に関する事項

⑭ 保険料控除等に関する事項 (13~16)

⑮ 雑損控除に関する事項 (26)

⑯ 寄附金控除に関する事項 (28)

⑰ 本人に関する事項 (17~20)

⑱ 社会保険料控除 (13)

⑲ 雑損控除 (26)

⑳ 寄附金控除 (28)

㉑ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

㉒ 事業専従者に関する事項 (25)

㉓ 住民税・事業税に関する事項

㉔ 保険料控除等に関する事項 (13~16)

㉕ 雑損控除に関する事項 (26)

㉖ 寄附金控除に関する事項 (28)

㉗ 本人に関する事項 (17~20)

㉘ 社会保険料控除 (13)

㉙ 雑損控除 (26)

㉚ 寄附金控除 (28)

㉛ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

㉜ 事業専従者に関する事項 (25)

㉝ 住民税・事業税に関する事項

㉞ 保険料控除等に関する事項 (13~16)

㉟ 雑損控除に関する事項 (26)

㊱ 寄附金控除に関する事項 (28)

㊲ 本人に関する事項 (17~20)

㊳ 社会保険料控除 (13)

㊴ 雑損控除 (26)

㊵ 寄附金控除 (28)

㊶ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

㊷ 事業専従者に関する事項 (25)

㊸ 住民税・事業税に関する事項

㊹ 保険料控除等に関する事項 (13~16)

㊺ 雑損控除に関する事項 (26)

㊻ 寄附金控除に関する事項 (28)

㊼ 本人に関する事項 (17~20)

㊽ 社会保険料控除 (13)

㊾ 雑損控除 (26)

㊿ 寄附金控除 (28)

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

- 保険料控除等に関する事項
あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑬ 社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑬社会保険料控除」の保険料等の種類の欄に、「源泉徴収分」と書いてください。

④ 合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄の金額に、申告分離課税の所得金額(申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(9ページ参照)。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

④ 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 「所得から差し引かれる金額」は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

FA2400

第三表

(令和二年分以降適用)

○第三表は、申告書の第一表・第二表

住所		氏名	
C市△△町3-16-4		カナザワ ジロウ	
フリガナ		金沢 二郎	

収入金額	所得金額	税金の計算	その他の
短期譲渡	一般分②	79 対応分③	79 対応分③
長期譲渡	一般分③	79 対応分④	79 対応分④
特定分④	79 対応分⑤	79 対応分⑤	79 対応分⑤
軽減分⑤	79 対応分⑥	79 対応分⑥	79 対応分⑥
一般株式等の譲渡	79 対応分⑦	79 対応分⑦	79 対応分⑦
上場株式等の譲渡	79 対応分⑧	79 対応分⑧	79 対応分⑧
上場株式等の配当等	79 対応分⑨	79 対応分⑨	79 対応分⑨
先物取引	79 対応分⑩	79 対応分⑩	79 対応分⑩
山林	79 対応分⑪	79 対応分⑪	79 対応分⑪
退職	79 対応分⑫	79 対応分⑫	79 対応分⑫
短期譲渡	一般分⑬	79 対応分⑬	79 対応分⑬
長期譲渡	一般分⑭	79 対応分⑭	79 対応分⑭
特定分⑮	79 対応分⑮	79 対応分⑮	79 対応分⑮
軽減分⑯	79 対応分⑯	79 対応分⑯	79 対応分⑯
一般株式等の譲渡	79 対応分⑰	79 対応分⑰	79 対応分⑰
上場株式等の譲渡	79 対応分⑱	79 対応分⑱	79 対応分⑱
上場株式等の配当等	79 対応分⑲	79 対応分⑲	79 対応分⑲
先物取引	79 対応分⑳	79 対応分⑳	79 対応分⑳
山林	79 対応分㉑	79 対応分㉑	79 対応分㉑
退職	79 対応分㉒	79 対応分㉒	79 対応分㉒

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」1面の⑤欄の金額は△を付けて「申告書第三表」70欄に転記してください。

確定申告書付表(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額	△1,557,000
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④) (③欄の金額が④欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑤
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③) (③欄の金額が④欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑥

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

1 所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額①	700,000	5,700,000
	その他の収入②		
小計(①+②)	③	700,000	5,700,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)④	500,000	7,200,000
	譲渡のための委託手数料⑤		57,000
小計(④から⑤までの計)	⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)	⑧		
差引金額(③-⑦-⑧)	⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)	⑩		
所得金額(⑨-⑩)	⑪	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)	⑫		
繰越控除後の所得金額(※4)	⑬	200,000	

確定申告書付表(2面上部)

損失の金額		繰越損失の金額	
本年の3年前分	① 前年分の付表の①欄の金額	② 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分	③ 本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
本年の2年前分	④ 前年分の付表の②欄の金額	⑤ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分	⑥ ③-④-⑤
本年の前年分	⑦ 前年分の付表の③欄の金額	⑧ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分	⑨ ⑥-⑦-⑧
本年の	⑩ 前年分の付表の④欄の金額	⑪ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分	⑫ ⑨-⑩-⑪
本年分	⑬ 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑩+⑪+⑫)	⑭ 申告書第三表⑨へ	⑮ 申告書第三表⑨へ(※2)
本年分	⑯ 本年分で繰越損失の金額の合計額(⑬+⑭+⑮)	⑰ 申告書第三表⑨へ	⑱ 1,557,000

《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表(分離課税用)」に代えて「申告書第四表(損失申告用)」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

6

税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書第1表の⑫)	12	1	3	9	6	0	0
		所得から差し引かれる金額 (申告書第1表の⑭)	29	8	9	4	5	0	0
		⑫ 対応分	75	5	0	5	0	0	0
		⑭ ⑭ 対応分	77				0	0	0
		⑭ ⑭ ⑭ 対応分	76				0	0	0
		⑭ ⑭ ⑭ ⑭ 対応分	78	2	0	0	0	0	0
		⑭ ⑭ 対応分	79				0	0	0
		⑭ ⑭ 対応分	80				0	0	0
		⑭ ⑭ ⑭ 対応分	81				0	0	0
		⑭ ⑭ ⑭ ⑭ 対応分	82				0	0	0

税金の計算	税	75	対応分	63							2	5	2	5	0	
		76	対応分	64												
		77	対応分	65												
		78	対応分	66												
	額	79	対応分	67								3	0	0	0	
		80	対応分	68												
		81	対応分	69												
		82	対応分	90												
算	63から80までの合計 (申告書目録一表の②に転記)				91							5	5	2	5	0

「課税される所得金額」の計算

$$\text{⑫欄の金額 (赤字の場合は0円)} - \text{⑳欄の金額} = \text{A} \text{ として}$$

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦5欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。
次に⑥4欄から⑦4欄までの金額を、対応する⑦6欄から⑧2欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥4欄から⑦4欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、②欄の金額(894,500円)が⑫欄の金額(1,399,600円)から引ききれていますから、その残額である505,000円[1,000円未満切捨て]を⑦欄に書き、⑥欄の金額は、⑧欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます（10ページ参照）。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも**15%**（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

【一般株式等】 課税される所得金額(78欄) 200,000円 × 所得税の税率 0.15 = 分離課税の所得金額に対する税額 30,000円.....(86欄)に書きます。)

7

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

税	課税される所得金額 (12-28) 又は 第3表 上の㉔に対する税額 又は 第3表の ㉔	㉔				0	0	0
	配 当 控 除	㉕				5	5	2 5 0
		㉖						
		㉗						
		㉘						
		㉙						
		㉚						
		㉛						
		㉜						
		政官等寄附金等特別控除 特別控除等	㉝					
金	住宅耐震改修 特別控除等	㉞						
	基 引 所 得 税 額 (10-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴)	㊵				5	5	2 5 0
	災 害 減 免 額	㊶						
	再差引所得税額(差引所得税額) (41-㊶)	㊷				5	5	2 5 0
	復興特別所得税額 (㊷×2.1%)	㊸				1	1	6 0
	所得税及び復興特別所得税の額 (㊷+㊸)	㊹				5	6	4 1 0
	外国税額控除等	㊺						
	源泉徴収税額	㊻				6	7	6 4 6
	申 告 納 税 額 (45-㊹-㊻-㊼-㊽)	㊼				△	1	1 2 3 6
	算	予 定 納 税 額 (第1期分・第2期分)	㊽					
第3期分 納める税金 の 税 額 (48-㊽)		㊾						0 0
△ 還付される税金		㊿				1	1	2 3 6
公的年金等以外の 合 計 所 得 金 額		㊿				2	0	0 0 0 0
配賦者の合計所得金額		㊿						
専従者給与(控除)の合計額		㊿						
青色申告特別控除額		㊿						
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額		㊿				6	7	6 4 6 6

⑤③ 公的年金等以外の合計所得金額

公的年金等の収入金額がないものとして
計算した場合における合計所得金額を記入
します。詳しくは、「**令和2年分所得税及
び復興特別所得税の確定申告の手引き 確
定申告書B用**」の30ページをご覧ください。

⑤4 配偶者の合計所得金額

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

⑤⑦ 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額

「源泉徴収税額」(48の金額)に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を⑤7欄に書いてください。

 添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「 添付書類」の2を参照してください。

転記します。

【事例4】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース

私は、令和2年中にW証券大手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。
そして、W証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるJ電気の配当（収入金額80,000円）と公募公社債であるK市の地方債の利子（収入金額20,000円）を受け取りました。この配当と利子以外に、上場株式であるL建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。

私は、これらの収入以外に、給与（収入金額9,065,400円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この事例の場合には、W証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている住所が現在の住所と異なる場合には、現在の住所を記載されている住所の上段に書いてください。

令和2年分 特定口座年間取引報告書

住所(居所)	D市△△町9-8-7 Y市○○町1-3-2	フリガナ	タカマツ サブロー	勤定の種別	① 給与 2 信託 ② 配当等
氏名	高松 三郎	生年月日	明・大・⑧ 38・11・3 平・令	口座開設年月日	2・5・8
前回提出時の住所又は居所				源泉徴収の選択	① 有 ② 無

譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)
上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
① 株式、出資又は基金	80,000円	12,252円	4,000円			
② 特定株式投資信託						
③ 投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)						
④ オープン型証券投資信託						
⑤ 国外株式又は国外投資信託等						
⑥ 合計(①+②+③+④+⑤)	80,000円	12,252円	4,000円			
⑦ 公募債	20,000円	3,063円	1,000円			
⑧ 社債的受益権						
⑨ 投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤及び⑧以外)						
⑩ オープン型証券投資信託						
⑪ 国外公募債等又は国外投資信託等						
⑫ 合計(⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	20,000円	3,063円	1,000円			
⑬ 譲渡損失の金額	219,000円					
⑭ 差引金額(⑬+⑫-⑪)	0円					
⑮ 納付税額		0円	0円			
⑯ 還付税額(⑮+⑬-⑭)		15,315円	5,000円			
所在地	B市△△町4-5					
名称	W証券大手支店					

令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。この事例の場合、一の特定口座のみを申告しますので、「特定口座年間取引報告書」の③欄の金額(△219,000円)を△を付けずに転記することができます。

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	40000円	40000円	15.315%	6126円	33874円
			住民税率 5%	住民税額 2000円	

〇〇〇-〇〇〇〇 Y市○○町1-3-2
株主 高松 三郎 様

第〇期配当金についての明細を上記のとおりご通知申し上げます。
本通知は国税特別徴収票の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。

令和2年4月22日
L建設株式会社

確定申告書の提出に当たり、特定口座年間取引報告書及び上場株式配当等の支払通知書の添付は原則不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【事例4】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、J電気、L建設の株式の配当とK市の地方債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、申告分離課税により申告する場合は、上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額と損益通算することができます。

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができますが、この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります（53ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡損失の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	通算後の差引金額
(譲渡分)	1,900,000円	2,119,000円	= △219,000円	→ △79,000円
(利子・配当分)	140,000円	0円	= 140,000円	→ 0円

※ 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません（【事例5】及び【事例6】も同じです）。

○ 株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、申告書に添付しますが、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、26ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

確定申告書付表(1面)

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は事業所、事務所、居所など） D市△〇町9-8-7

フリガナ タカマツ サブロー

氏名 高松 三郎

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の①欄の金額）	①	219,000	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の②欄の金額）	②	219,000	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	219,000	円

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	当所得に係る負債の利子
W証券大手支店	100,000円	
L建設株式会社	40,000	
合 計	140,000	

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額
(⑥-⑤) (赤字の場合には0と書いてください。)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	79,000	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (④欄の金額≧③欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	0	円

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方（19ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額（特定口座年間取引報告書の⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額）も併せて申告しなければなりません（55ページ【注意】参照）。

⑤欄の金額は、「確定申告書付表」1面の③欄に記載がある方が書いてください。
この事例の場合、③欄の金額（219,000円）から④欄の金額（140,000円）を差し引いた残りの金額（79,000円）を書いてください。

⑥欄の金額は、「確定申告書付表」1面の④欄に記載がある方が書いてください。
この事例の場合、④欄の金額（140,000円）より③欄の金額（219,000円）の方が大きいので0と書いてください。

この事例の場合、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がないので、⑪欄へ転記します。

確定申告書付表(2面上部)

本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)	⑨		申告書第三表へ
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)	⑩		申告書第三表へ
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	79,000	円

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方（6ページ）を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分（00に「2」と書きます。）、空白部分（「確定」と書きます。）
- ② 住所（事業所などを含みます。）、マイナンバー（個人番号）、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号（市外局番から書いてください。）
- ③ 申告の種類（株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。）

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】

上場株式等の配当等については、その支払の際に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収がされます。

また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます（※）。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります（62ページ参照）。

※ 上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の①欄及び⑦欄に記載し、「申告書第一表」の④欄及び⑤欄には記載しません。

⑬欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑲欄の記載を省略し、⑳欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。

この事例では、⑬欄、⑮欄、⑯欄、⑰～⑲欄、㉑欄の記載を省略しています。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

令和3年2月16日 令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 D市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

職業 会社員

世帯主の氏名 高松三郎

マイナンバー 9065400

収入金額等

事業所得	7115400
給与所得	7115400
合計	7115400

所得金額等

給与所得	7115400
合計	7115400

源泉徴収票

給与・賞与	9065400	7115400	2124296	582600
社会保険料等の金額	1147796	83500	33000	

第三表⑫欄へ
(29ページ)

第三表⑲欄へ
(29ページ)

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 D市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

職業 会社員

給与・賞与 9065400

源泉徴収税額 582600

社会保険料等の金額 1147796

所得控除の額の合計額 83500

支払金額 9065400

源泉徴収税額 582600

支払日 令和3年2月16日

支払場所 F市〇〇町3-5-7

株式会社 △△商事

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例1】の7ページ、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA 2300

住所 D市△〇町9-8-7

氏名 高松 三郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	株式会社△△商事 F市〇〇町3-5-7	9,065,400	582,600
配当	株式の配当	建設株式会社	40,000	6,126

源泉徴収税額の合計額 588,726

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

○ 雑損控除に関する事項 (26)

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

○ 事業専従者に関する事項 (25)

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税 非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額 2,000

事業税 非課税所得など

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	4000円	40000円	15.315%	6126円	31874円
			住民税率 5%	2000円	

〇〇〇-〇〇〇 Y市〇〇町1-3-2
株主 高松 三郎 様

令和2年4月22日
L建設株式会社

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。

上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されています。所得税及び復興特別所得税(15.315%)の税額は、「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の「源泉徴収税額」欄に書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください(56ページ参照)。

この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていませんので、記入の必要はありません。

○ 住民税・事業税に関する事項

申告する上場株式等の配当等の住民税(5%)の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記入してください。

《参考》

「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。記載に当たっては56ページを参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例1】8ページをご覧ください。また、所得から差し引かれる金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）

FA2400

住所 〇市△〇町9-8-7
氏名 タカマツ サブロー 高松 三郎

特例適用条文

この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「〇」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑦⑩欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」⑦⑩欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合で、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」⑦⑩欄及び⑦⑩欄は記入の必要はありません。

この事例の場合、「特定口座年間取引報告書」の「①譲渡の対価の額（収入金額）」欄からそのまま転記してください。

収入金額		所得金額	
短期譲渡	①	短期譲渡	①
長期譲渡	②	長期譲渡	②
特定分	③	特定分	③
軽減分	④	軽減分	④
一般株式等の譲渡	⑤	一般株式等の譲渡	⑤
上場株式等の譲渡	⑥	上場株式等の譲渡	⑥
上場株式等の配当等	⑦	上場株式等の配当等	⑦
先物取引	⑧	先物取引	⑧
山林	⑨	山林	⑨
退職	⑩	退職	⑩
短期譲渡	⑪	短期譲渡	⑪
長期譲渡	⑫	長期譲渡	⑫
特定分	⑬	特定分	⑬
軽減分	⑭	軽減分	⑭
一般株式等の譲渡	⑮	一般株式等の譲渡	⑮
上場株式等の譲渡	⑯	上場株式等の譲渡	⑯
上場株式等の配当等	⑰	上場株式等の配当等	⑰
先物取引	⑱	先物取引	⑱
合計	⑲	合計	⑲

確定申告書付表（1面下部）

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額		
種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
W証券大手支店	100,000 円	
L建設株式会社	40,000	
合計	140,000	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (②-①) (赤字の場合には0と書いてください。)		④ 140,000
(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。		
(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額		
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④)	⑤ 79,000	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③)	⑥ 0	
(注) ③の金額が④の金額の場合には0と書いてください。④の金額が③の金額の場合には0と書いてください。		

《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

第三表の **税金の計算**、**その他** の箇所を書きます。

		総合課税の合計額 （申告年度第一表の⑫）	(12)		7	1	1	5	4	0	0
		所得から差し引かれる金額 （申告年度第一表の⑬）	(29)		2	1	2	4	2	9	6
税金の計算	課税される所得金額	⑫ 対応分	(75)		4	9	9	1	0	0	0
	③④ 対応分	(76)							0	0	0
	⑤⑥⑦ 対応分	(77)							0	0	0
	⑧⑨ 対応分	(78)							0	0	0
	⑩ 対応分	(79)							0	0	0
	⑪ 対応分	(80)							0	0	0
	⑬ 対応分	(81)							0	0	0
	⑭ 対応分	(82)							0	0	0

「課税される所得金額」の計算

Aの金額が黒字の場合

この事例の場合、⑫欄の金額(7,115,400円)から⑳欄の金額(2,124,296円)を差し引いた残りの金額(4,991,000円)「1,000円未満切捨て」を㉔欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合

⑥9欄及び⑦0欄の金額がいずれも1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）、⑦8欄の記入の必要はありません。

税金の計算	税	⑦5	対応分	⑧3				5	7	0	7	0	0
		⑦6	対応分	⑧4									
		⑦7	対応分	⑧5									
		⑦8	対応分	⑧6									
		⑦9	対応分	⑧7									
	額	⑧0	対応分	⑧8									
		⑨1	対応分	⑨9									
		⑩2	対応分	⑩0									
株式等配当等	③9から④0までの合計 (申告書B表一の②に転記)	⑪1					5	7	0	7	0	0	
	本年分の⑥9、⑦0から差し引き繰越損失額翌年以降に繰り込まれる損失の金額	③2											
	本年分の⑦1から差し引き繰越損失額	③3					7	9	0	0			

総合課税の所得金額に対する税額

この事例では、次のようになります。

課税される 所得金額 (75 欄)	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額 に対する税額
4,991,000円	× 0.2	－ 427,500円	= 570,700円
			…………… (83 欄)に書きます。

..... (83) 欄に書きます。

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	申告書第三表⑨へ(※2) 79,000
---------------------------------------	------------------------

第一表の **税金の計算**、**その他** などの箇所を書きます。

税

金

の

計

算

課税される所得金額
(12 - 28) 又は第3表の
上の30に対する税額
又は第3表の30

③0

000

③1

570700

配 当 控 除

③2

区分
1

区分
2

③3

③4

00

政支等寄附金等特別控除

③5

住宅耐震改修
特別控除等

区分
1

区分
2

③6

不 動 産 所 得 税 額
(13 - 30 - 31 - 32 - 33 - 34 - 35 - 36 - 37 - 38 - 39)

④1

570700

災 害 減 免 額

④2

再差引所得税額 (基準所得税額)

(41 - 42)

④3

570700

復興特別所得税額

(43 × 2.1%)

④4

11984

所得税及び復興特別所得税の額

(43 + 44)

④5

582684

外国税額控除等

区分
1

区分
2

④6

源 泉 徴 収 税 額

④8

588726

申 告 納 税 額

(46 - 48 - 67 - 68)

④9

△6042

予 定 納 税 額

(第1期分・第2期分)

⑤0

第3期分
の税額

(49 - 50)

⑤1

00

還付される税金

⑤2

△

6042

この事例では、特定口座開設前に受け取った**L建設**の配当から源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,042円が還付されます。

 添付書類

この事例の場合に、「**確定申告書**」に添付する書類については、15ページの「**添付書類**」の2を参照してください。

【事例 5】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース

私は、令和2年中にY証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

また、この特定口座を通じて上場株式であるM商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。

私は、これらの収入以外に、給与があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（平成29年分の損失250,000円、平成30年分の損失300,000円及び令和元年分の損失800,000円）あります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

①－1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が黒字なので、この金額を「申告書第三表」⑦欄に転記してください。

なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑦欄に△を付けて転記します（28ページ参照）。

この事例の場合、Y証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

【令和 2 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

（この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。）

住所 (前住所)	E市○×町53-8	フリガナ 氏 名	フクオカ ヨシコ 福岡 良子
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-×××-△△△△	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	5,000,000 円
	その他の収入 ②		
	小計 (①+②) ③		5,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額） ④		4,600,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	⑥		
	小計 (④から⑥までの計) ⑦		4,600,000
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けて書いてください。） ⑧		
	差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		400,000
	特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） （⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。） ⑩		
	所得金額 (⑨-⑩) ⑪ （一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）		400,000

第三表⑦欄へ（9ページ参照）

申告書第三表⑦へ

黒字の場合は申告書第三表⑦へ

申告書第三表⑦へ

添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2を参照してください。

【事例5】の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたM商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得及び配当所得は申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。なお、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000 円	4,600,000 円	= 400,000 円	→ 0 円
(配当分)	60,000 円	0 円	= 60,000 円	→ 0 円
(繰越分)			△ 1,350,000 円	→ △ 890,000 円

○ 「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」については、各【事例】の記載例の手順に沿って作成してください。

※ 令和2年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控用も併せて作成し、保管してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（2面上部）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	証券会社 本店支店出張所 Y 銀行 山手 ()	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	61,260 円
源泉口座・簡易口座	証券会社 本店支店出張所 () 銀行 ()				
源泉口座・簡易口座	証券会社 本店支店出張所 () 銀行 ()				
源泉口座・簡易口座	証券会社 本店支店出張所 () 銀行 ()				
合 計 (上場株式等 (特定口座))		5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	61,260 円

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書B第二表」の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に転記してください。

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合は、【参考】源泉徴収口座を申告する場合の転記方法（56ページ）を参照して転記してください。

令和2年分 特定口座年間取引報告書		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
特定口座開設者	住所 (居所)	E市○×町53-8	氏名	福岡	良子	勘定の種類	① 譲渡 2 区分 ② 配当等	口座開設年月日	25	7	12
前提出出時の住所又は居所	生年月日	明・大・令 41	12	27	源泉徴収の選択	① 有 ② 無					
(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額 (所得税)		株式等譲渡所得割額 (住民税)		外国所得税の額		千円		円	
譲渡区分		① 譲渡の対価の額 (収入金額)		② 取得費及び譲渡に要した費用の額等		③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (① - ②)		千円		円	
上場分		5 000 000		4 600 000		400 000		0		0	
特定信用分											
合 計		5 000 000		4 600 000		400 000		0		0	

①－2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方（19ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください（【事例3】19ページ参照）。
この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください（【事例4】25ページ参照）。
この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

第三表⑦欄へ（28ページ参照）

④～⑥欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」（控）を参考に、該当の年分欄に記入してください。）。

確定申告書付表（1面）

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は事業所、事務所、居所など） E市〇×町53-8

フリガナ 氏名 フクオカ ヨシコ 福岡 良子

※「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けずに書きます。②面の2も同じです。）

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額）	①		円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額）	②		
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③		

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
Y証券 山手支店	60,000 円	
合 計	⑧ 60,000	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 （⑧－⑨）（赤字の場合には0と書いてください。）	④	60,000

（注）利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表⑤へ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、⑤欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表⑥へ 60,000

確定申告書付表（2面上部）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成29年分 令和	④（前年分の付表の②欄の金額） 円 250,000	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 円 ⑥（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分 平成30年分 令和	④（前年分の付表の②欄の金額） 円 300,000	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑥（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（⑧－⑤－⑥） 円
本年の前年分 平成元年分 令和	④（前年分の付表の②欄の金額） 円 800,000	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑥（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（⑧－⑤－⑥）
本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤＋⑥＋⑦）	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑩へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤＋⑥）	⑩	申告書第三表⑩へ	

（注）①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用する。

令和 2 年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所 (居 所) E市○×町53-8	フリガナ フクオカ ヨシコ	勘 定 の 種 別 ① 貯蓄 2 信託 ② 配当等
前回提出時の住所又は居所		氏 名 福岡 良子	口 座 開 設 年 月 日 25・7・12
		生年月日 明・大・⑧ 41・12・27 平・令	源泉徴収の選 択 ① 有 ② 無

種 別	配当等の額	源泉徴収額 (所 得 税)	配 当 割 額 (住 民 税)	特別分配金の額	上 場 株 式 配 除 額	外国所得税の額
④株式、出資又は基金	60,000	9,189	3,000			
⑤特定株式投資信託						
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)						
⑦オープン型証券投資信託						
⑧国外株式又は国外投資信託等						
⑨合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60,000	9,189	3,000			
⑩公社債						
⑪社債的受益権						
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)						
⑬オープン型証券投資信託						
⑭国外公社債等又は国外投資信託等						
⑮合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)						
⑯譲渡損失の金額				(摘要)		
⑰差引金額 (⑮+⑯-⑰)	60,000					
⑱納付税額		9,189	3,000			
⑲還付税額 (⑱+⑲-⑲)						

「確定申告書付表」
 1面)の1(2)「利子等・配当等の収入金額(税込)」欄に転記します(⑮欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額を転記します。)
 なお、⑰欄の金額を転記しないよう、ご注意ください(24、25ページ参照)。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書B第二表」に転記してください(56ページ参照)。

「令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の確認が必要となります。

事例 5

《参考》令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

《参考》令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成28年分)	500,000 (A)(前年分の付表の⑦欄の金額) 円	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (B)(前年分の付表の⑧欄の金額) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 (平成29年分)	250,000 (C)(前年分の付表の⑤欄の金額)	⑥(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (B - ⑤ - ⑥) 円
本年の前年分 (平成30年分)	300,000 (D)(前年分の付表の⑤欄の金額)	①(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (C - ⑥ - ①)

この平成28年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

《参考》令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	800,000 △を付けて、申告書第三表へ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	0 申告書第三表へ

この金額が令和元年分の譲渡損失の金額です。

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑩～⑪欄）は次のとおりです。

【⑩欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄（250,000円）＜⑪欄（※1）（400,000円）となりますので、⑩欄には250,000円と書きます。

【⑪欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄の金額（250,000円）を⑥欄（※1）の金額から全て引きききましたので書きません。

【⑫欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑫欄の金額

⑫欄（300,000円）＞（⑪欄（※1）－⑩欄）（400,000円－250,000円＝150,000円）となりますので、⑫欄には150,000円と書きます。

【⑬欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑫欄の金額

⑫欄の残額（300,000円－150,000円（⑫欄）＝150,000円）＞⑥欄（※2）（60,000円）となりますので、⑬欄には60,000円と書きます。

【⑭欄・⑮欄】

⑪欄（※1）の金額と⑥欄（※2）の金額が⑩⑫⑬欄で全て差し引かれたので記入しません。

※1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の⑪欄（30ページ参照）のことで。

※2 「確定申告書付表」1面の⑥欄（32ページ参照）のことで。

確定申告書付表（2面／続き）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成29年分	250,000	250,000	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことができます。
本年の2年前分 平成30年分	300,000	150,000	90,000
本年の前年分 令和元年分	800,000	60,000	800,000
本年分 令和2年分	400,000	60,000	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 （⑤＋⑦＋⑧）			890,000

⑩欄から⑪欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄（⑨～⑪欄）の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します。）。

⑨欄には⑩⑫⑬欄の合計額を、⑩欄には⑥⑧⑪欄の合計額を書いてください。

⑨欄の金額が、令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

また、⑩欄の金額が、令和2年分の前年分からの繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額（⑪欄の金額）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

第三表⑦欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

申告書第三表（右中部）

株式等	本年分の⑥⑧⑨から差し引く譲渡損失の金額	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
株式等		400,000	890,000	60,000			
配当等							
先物取引							
その他							

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面下部）

所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。		
所得金額（⑨－⑩）	申告書第三表⑨へ	黒字の場合は申告書第三表⑩へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）	申告書第三表⑪へ	申告書第三表⑫へ
繰越控除後の所得金額（※4） （⑪－⑫）	申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑭へ

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で「確定申告書付表」2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。

⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

第三表⑦欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

②～⑦ 第一表、第二表及び第三表を作成します。

○ 【事例1】から【事例4】の記載例を参照してください。

国税庁ホームページへアクセス！

「特定口座年間取引報告書」等から収入金額などを入力！
税額などが自動計算され便利に作成！

◆◆◆ 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成手順 ◆◆◆

「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します(37～41ページ参照)。

自動
計算

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分を除きます)

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します(42～43ページ参照)。

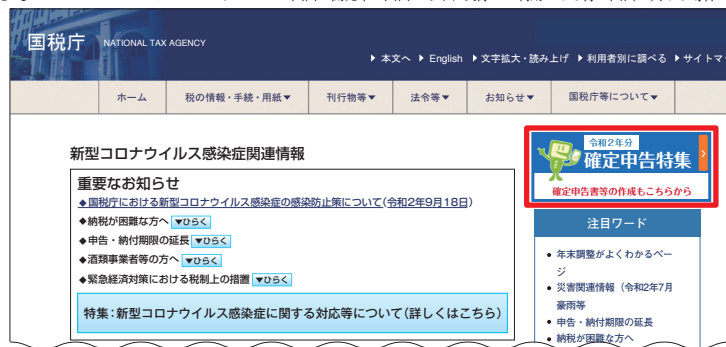
自動
計算

申告書B第一表
申告書B第二表
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分)

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

◆◆◆ 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成はこちらから ◆◆◆

国税庁ホームページトップ ※ この画面は開発中の画面であり、実際にご利用になる際の画面と異なる場合があります。



国税庁ホームページトップの「令和2年分 確定申告特集」のバナーから、「令和2年分確定申告特集」ページに進み、「確定申告書等の作成はこちら」をクリックします。

ご利用ガイド

「ご利用ガイド」では、【作成の流れ】、【入力例】、【ご利用になれない方】などを掲載しています。

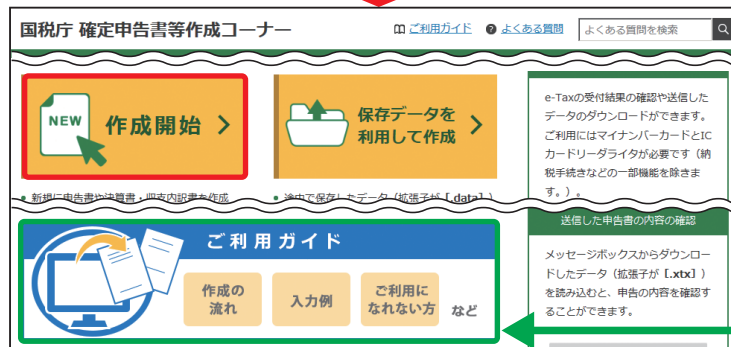
なお、【入力例】では、この冊子の以下の事例について国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例1】…「特定口座を利用していない場合」
【事例2】…「特定口座(源泉徴収なし)と一般口座」
【事例3】…「上場株式の譲渡損失の繰越し」
【事例4】…「特定口座の譲渡損失と配当所得等の損益通算及び翌年以後への繰越し」

【事例5】…「前年からの繰越損失を譲渡所得等及び配当所得等から控除」

また、株式等に係る譲渡所得等がある方で、相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例(措法39条)の適用を受ける場合、保証債務の特例(所法64条②)の適用を受ける場合などは、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成することはできません。

詳しくは、【ご利用になれない方】でご確認ください。



「作成開始」をクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って操作し、作成する申告書等の選択画面へ進みます。

次のページの1へ

※ お使いのパソコン等の環境などにより、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成することができない場合があります。
※ 35ページから43ページに掲載の国税庁ホームページの画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。

【事例 6】 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例

私は、Z証券中央支店に開設していた特定口座（源泉徴収口座）で令和2年中に次の取引を行いました。そして、Z証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円

また、この特定口座を通じて、上場株式であるN製薬の配当（収入金額100,000円）と公募公社債であるO自動車の社債の利子（収入金額100,000円）を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与（収入金額1,800,000円）と公的年金（収入金額2,772,100円）があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,000,000円（令和元年分の損失）あります。

今年の申告では、源泉徴収口座の譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額を損益通算し、損益通算してもなお控除しきれない源泉徴収口座の譲渡損失の金額を前年から繰り越した損失とともに翌年以後に繰り越す申告をしようと思っています。

（入力した部分は、便宜上、青色で表示しています。）

はじめに

① 作成する申告書等の選択画面で、所得税を選択します。

この事例では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等を作成しますので、令和2年分の申告書等の作成の **所得税** をクリックしてください。

事業所得や不動産所得のある方は、最初に「青色申告決算書・収支内訳書」を作成してください。

この事例は、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、作成の必要はありません。

② 入力方法選択画面で、作成開始をクリックします。

③ 申告書の作成をはじめる前に画面で、生年月日及び申告書の提出方法を入力します。

あなたの生年月日を入力してください。

入力済みの「申告書の提出方法」が選択されていますので確認してください。

なお、申告書の提出方法について、「書面提出」を選択した方は、「作成する確定申告書の提出方法」欄は表示されません。

「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」をクリックし、回答してください。

全ての質問に回答した後、**次へ進む** をクリックしてください。

【事例 6】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたN製薬の株式の配当とO自動車の社債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、その源泉徴収口座の譲渡損失の金額と損益通算されます。この結果生じた源泉徴収口座の譲渡損失の金額は申告することにより、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。これらの場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」を添付して提出する必要があります。

※ 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません（55ページ【注意】参照）。

これらの取引による譲渡所得の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	損益通算後の差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	1,000,000円	1,500,000円	= △500,000円	→ △300,000円	
(利子・配当分)	200,000円	0円	= 200,000円	→ 0円	
(繰越分)			△1,000,000円	→	→ △1,300,000円

○ 添付書類については15ページを参照してください。

I 「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します。

① 収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等の入力するをクリックします。

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 ☒	入力する		?
株式等の譲渡所得等 ☒	入力する		?
上場株式等に係る配当所得等 ☒	入力する		?
先物取引に係る雑所得等 ☒	入力する		?
退職所得 ☒	入力する		?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

収入金額・所得金額の入力画面の下部に、株式等の譲渡所得等の入力欄が含まれる「分離課税の所得」の入力欄がありますので、画面をスクロールします。

株式等の譲渡所得等の入力するをクリックし、金融・証券税制（入力項目の選択）画面へ進みます。

② 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、配当所得の課税方法の選択をした上、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税

→ 総合課税と申告分離課税の選択が分らない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

このボタンで配当所得の課税方法（総合課税又は申告分離課税）を選択することができます（62ページ参照）。

この事例の場合、上場株式等の配当所得等の金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算しますので、「申告分離課税」を選択します。

この事例では、特定口座での株式等の売却等と配当及び利子の受領がありますので、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。

マイナポータル連携を利用すれば、特定口座年間取引報告書のデータが自動入力されます！

令和3年1月から、マイナンバーカードを使用してマイナポータル連携を利用することで、マイナポータルから特定口座年間取引報告書の情報を一括取得することができ、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する際に、申告する特定口座年間取引報告書の**内容が自動入力**されます。

なお、マイナポータル連携に対応している証券会社等の情報は、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。

※ マイナポータル連携のご利用に当たっては、事前準備が必要となります。



詳しくはこちら！

4 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越しに関する質問に答えた後、表示される「繰り越された譲渡損失」を入力する をクリックします。

株式等の譲渡所得等
令和元年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越したか？
令和元年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？

☒ はい ☐ いいえ

「繰り越された譲渡損失」を入力する

→ 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

この事例では、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、「令和元年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」の**はい**を選択した後、表示される**「繰り越された譲渡損失」を入力する**をクリックします。

5 金融・証券税制（前年から繰り越された損失額）画面で、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」を入力します。

「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）（2面）」を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。
金額にはマイナスを付けずに入力してください。

入力例

- 平成29年の譲渡損失の繰越額
(令和元年分「確定申告書付表」の⑦欄) 円 (A)
- 平成30年の譲渡損失の繰越額
(令和元年分「確定申告書付表」の⑧欄) 円 (B)
- 令和元年分の譲渡損失の繰越額
(令和元年分「確定申告書付表」の⑤欄) 円 (C)

(A)～(C)欄は、「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に入力します。

(A)欄 平成29年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑦欄の金額

(B)欄 平成30年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑧欄の金額

(C)欄 令和元年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑤欄の金額

《参考》令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）（1面）

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。[2面]の2も同じです。)

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 円

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	△を付けて、申告書第三表⑤へ 円 1,000,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表⑥へ

この事例の場合、令和元年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年から繰り越されていますので、「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)1面の⑤欄の金額を(C)欄に入力し、**入力終了(次へ)**をクリックしてください。

6 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、申告する内容について、ボタンが「訂正・削除」になっていることを確認の上、画面下にある入力終了（次へ）> をクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税 配当等がない

総合課税と申告分離課税の選択が分らない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- 特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- 特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

株式等の譲渡所得等

令和元年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

令和元年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？

はい いいえ

「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除

< 戻る 入力終了（次へ）>

この事例では、特定口座年間取引報告書の内容と前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、それぞれのボタンが「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除になっていることを確認してください。

それぞれのボタンが「訂正・削除」になっていることを確認したら、入力終了（次へ）> をクリックします。

7 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）画面で、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の入力内容を確認します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。
内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	1,000,000 円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①+②）	③	円	1,000,000 円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	円	1,500,000 円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	円	1,500,000 円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		⑧		円
差引金額（③-⑦-⑧）		⑨	円	-500,000 円
特定投資株式の取得に要した金額の控除		⑩	円	
所得金額（⑨-⑩）		⑪	円	-500,000 円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		⑫		円
繰越控除後の所得金額（⑪-⑫）		⑬	円	円

< 戻る 確認終了（次へ）>

この事例では、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、38ページの③の画面で入力した結果として、△500,000円になります。

「特定口座年間取引報告書」の内容と入力内容を確認してください。入力した金額に誤りがある場合には、<戻る> をクリックし、金融・証券税制（入力項目の選択）画面において、「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除 をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、確認終了（次へ）> をクリックしてください。

8

金融・証券税制(株式等の譲渡所得等 計算結果確認 2) 画面で、「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の入力内容を確認します。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	500,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額)	②	500,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	500,000 円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	200,000 円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円)	⑤	300,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円)	⑥	0 円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成29年分)	(A) 円	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年の2年前分 (平成30年分)	(B) 円	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年の前年分 (令和元年分)	(C) 1,000,000 円	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0 円 (I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0 円	⑧ ((B)-(F)-(G)) 円 ⑨ ((C)-(H)-(I)) 1,000,000 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))	⑩	0 円	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))	⑪	0 円	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑨)	⑫	1,300,000 円	

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分分離課税配当所得等金額 (⑥-⑫)	⑬	0 円
--	---	-----

< 戻る 確認終了(次へ) >

この事例の場合、翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額は、38ページの③から39ページの⑤の画面で入力した結果として、1,300,000円となります。

「特定口座年間取引報告書」及び「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の内容を基に画面に表示された金額に誤りがないか確認してください。

なお、画面に表示された金額に誤りがある場合には、<戻る>をクリックし、金融・証券税制(入力項目の選択)画面まで戻った上で、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがないければ、確認終了(次へ)>をクリックしてください。

9

収入金額・所得金額の入力 画面で、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力内容を確認します。

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		
株式等の譲渡所得	訂正・内容確認	●	上場株式等 △300,000
上場株式等に係る配当所得等	訂正・内容確認	●	0
先物取引に係る雑所得等	入力する		
退職所得	入力する		

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この画面では、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の計算結果が表示されます。

金額を確認し、誤りがないければ、この画面の上へスクロールして、他の所得の入力をしてください。

この事例では、次のⅡで、給与所得や公的年金等の雑所得などの内容を順次入力します。

Ⅱ 源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します。

① 収入金額・所得金額の入力 画面で、源泉徴収票等の内容を入力します。

総合課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業)	入力する		?
不動産所得	入力する		?
利子所得	入力する		?
配当所得	訂正・内容確認		分離課税の配当所得の入力有
給与所得	入力する		?
雑所得	公的年金等 業務 その他 入力する		?
総合課税所得	入力する		?

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この事例では、給与所得を申告しますので、**給与所得の入力する**をクリックし、次の②の**給与所得の入力**画面へ進み、該当する源泉徴収票を選択して**入力する**をクリックします。

この事例では、公的年金等の雑所得を申告しますので、**公的年金等の入力する**をクリックし、次の③の**公的年金等の入力**画面へ進み、**入力する**をクリックします。

事業所得や不動産所得などを申告する場合も、この画面から入力することができます。

② 給与所得の入力 画面で、「給与所得の源泉徴収票」の内容を入力します。

給与所得の入力

令和2年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

① 支払金額
1,800,000 円

② 源泉徴収税額
21,900 円
2段で記載されている場合、下の段の金額
☐ 源泉徴収税額が2段の記載 (内書き)
☐ 2段で記載されている場合、上の段の金額

③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「配偶者 (特別) 控除の額」のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。
あり なし

キャンセル 入力内容の確認

給与所得の入力画面で、「給与所得の源泉徴収票」に記載 (表示) された事項について、画面の対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、**入力内容の確認**をクリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認し、**次へ進む**をクリックすると、①の**収入金額・所得金額の入力**画面に戻ります。

この事例では、「支払金額」及び「源泉徴収税額」のほか、「社会保険料等の金額」(220,749 円)、「生命保険料の控除額」(50,000 円) 等を入力しています。

「生命保険料控除」等の所得控除等の入力方法が分からない場合には、「ご利用ガイド」の【入力例】(35 ページ参照)の具体的な入力例を参照してください。

③ 公的年金等の入力 画面で、「公的年金等の源泉徴収票」の内容を入力します。

公的年金等の入力

令和2年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない社会保険料は、後の「社会保険料控除」から入力してください。

支払金額の記載がある「区分」を選択して入力してください。

☒ ① 法203条の3第1号・第4号適用分の入力

支払金額
2,772,100 円

源泉徴収税額
56,971 円

☐ ② 法203条の3第2号・第5号適用分の入力
☐ ③ 法203条の3第3号・第6号適用分の入力
☐ ④ 法203条の3第7号適用分の入力

⑤ 社会保険料の金額
75,600 円

⑥ 支払者
所在地 (全角28文字以内) (ビル名等省略可)
千代田区霞が関1-2-2
名称 (全角28文字以内)
厚生労働省

キャンセル 続けてもう1件入力 入力内容の確認

「公的年金等の源泉徴収票」に記載 (表示) された事項について、画面に対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、**入力内容の確認**をクリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認し、**次へ進む**をクリックすると、①の**収入金額・所得金額の入力**画面に戻ります。

入力内容を確認後、①の**収入金額・所得金額の入力**画面の**入力終了(次へ) >**をクリックしてください。

4 所得控除の入力画面、税額控除・その他の項目の入力画面で所得控除額等を入力等します。

年末調整していない「生命保険料控除」等の入力未済となっている項目がある場合は、該当する項目の **入力する**、**訂正・内容確認** をクリックして入力等してください。

5 計算結果確認画面で、入力漏れがないか確認します。

収入金額等			税金の計算 (税額控除等)		
事業	収入金額	(ア)	課税される所得金額 (12)-(29)又は第三表	(30)	
不動産	収入金額	(イ)	上の(30)に対する税額 又は第三表(91)	(31)	96,250
配当	収入金額	(ウ)	配当控除	(32)	
給与	収入金額	(エ)	投資税額等控除	(33)	
雑	収入金額	(オ)	特定増改築等 住宅借入金等 特別控除	(34)	
公的年金等	収入金額	(カ)	政治等寄附金等特別控除	(35)~ (37)	
雑	収入金額	(キ)	住宅耐震改修特別控除等	(38)~ (40)	
雑	収入金額	(ク)	引当所得税額 (31)-(32)-(33)-(34)-(35)- (36)-(37)-(38)-(39)-(40))	(41)	96,250
雑	収入金額	(ケ)	災害減免額	(42)	
雑	収入金額	(コ)	再算引所得税額 (基準所得税額) (41)-(42)	(43)	96,250
雑	収入金額	(サ)	復興特別所得税額 (43)×2.1%	(44)	2,021
雑	収入金額	(シ)	所得税及び復興特別所得税の額 (43)+(44)	(45)	98,271
所得金額等	所得金額	(1)	外国税額控除等	(46)~ (47)	
所得金額	所得金額	(2)	源泉徴収税額	(48)	78,871
所得金額	所得金額	(3)	申告納税額 (45)-(46)-(47)-(48)	(49)	19,400
所得金額	所得金額	(4)	予定納税額 (第1期分・第2期分)	(50)	
所得金額	所得金額	(5)	第3期分の税額 (49)-(45)	(51)	19,400
所得金額	所得金額	(6)	還付される税金	(52)	
所得金額	所得金額	(7)	その他		
所得金額	所得金額	(8)	公的年金等以外の合計所得金額	(53)	1,180,000
所得金額	所得金額	(9)	配偶者の合計所得金額	(54)	
所得金額	所得金額	(10)	専従者控除額の合計額	(55)	
所得金額	所得金額	(11)	青色申告特別控除額	(56)	
所得金額	所得金額	(12)	雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	(57)	56,971
所得金額	所得金額	(13)	未納付の源泉徴収税額	(58)	
所得金額	所得金額	(14)	本年分で差し引く繰越損失額	(59)	
所得金額	所得金額	(15)	平均課税対象金額	(60)	
所得金額	所得金額	(16)	変動・臨時所得金額	(61)	
所得金額	所得金額	(17)~ (18)	延納の届出		
所得金額	所得金額	(19)~ (20)	申告期限までに納付する金額	(62)	
所得金額	所得金額	(21)~ (22)	延納額の出払	(63)	
所得金額	所得金額	(23)	延納額の入力		
所得金額	所得金額	(24)			
所得金額	所得金額	(25)			
所得金額	所得金額	(26)			
所得金額	所得金額	(27)			
所得金額	所得金額	(28)			
所得金額	所得金額	(29)			
所得金額	所得金額	(30)			
所得金額	所得金額	(31)			
所得金額	所得金額	(32)			
所得金額	所得金額	(33)			
所得金額	所得金額	(34)			
所得金額	所得金額	(35)			
所得金額	所得金額	(36)			
所得金額	所得金額	(37)			
所得金額	所得金額	(38)			
所得金額	所得金額	(39)			
所得金額	所得金額	(40)			
所得金額	所得金額	(41)			
所得金額	所得金額	(42)			
所得金額	所得金額	(43)			
所得金額	所得金額	(44)			
所得金額	所得金額	(45)			
所得金額	所得金額	(46)			
所得金額	所得金額	(47)			
所得金額	所得金額	(48)			
所得金額	所得金額	(49)			
所得金額	所得金額	(50)			
所得金額	所得金額	(51)			
所得金額	所得金額	(52)			
所得金額	所得金額	(53)			
所得金額	所得金額	(54)			
所得金額	所得金額	(55)			
所得金額	所得金額	(56)			
所得金額	所得金額	(57)			
所得金額	所得金額	(58)			
所得金額	所得金額	(59)			
所得金額	所得金額	(60)			
所得金額	所得金額	(61)			
所得金額	所得金額	(62)			
所得金額	所得金額	(63)			
所得金額	所得金額	(64)			
所得金額	所得金額	(65)			
所得金額	所得金額	(66)			
所得金額	所得金額	(67)			
所得金額	所得金額	(68)			
所得金額	所得金額	(69)			
所得金額	所得金額	(70)			
所得金額	所得金額	(71)			
所得金額	所得金額	(72)			
所得金額	所得金額	(73)			
所得金額	所得金額	(74)			
所得金額	所得金額	(75)			
所得金額	所得金額	(76)			
所得金額	所得金額	(77)			
所得金額	所得金額	(78)			
所得金額	所得金額	(79)			
所得金額	所得金額	(80)			
所得金額	所得金額	(81)			
所得金額	所得金額	(82)			
所得金額	所得金額	(83)			
所得金額	所得金額	(84)			
所得金額	所得金額	(85)			
所得金額	所得金額	(86)			
所得金額	所得金額	(87)			
所得金額	所得金額	(88)			
所得金額	所得金額	(89)			
所得金額	所得金額	(90)			
所得金額	所得金額	(91)			
所得金額	所得金額	(92)			
所得金額	所得金額	(93)			
所得金額	所得金額	(94)			
所得金額	所得金額	(95)			
所得金額	所得金額	(96)			
所得金額	所得金額	(97)			
所得金額	所得金額	(98)			
所得金額	所得金額	(99)			
所得金額	所得金額	(100)			

収入金額等 の「給与」欄に給与所得の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか、「公的年金等」欄に公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか確認してください。

「社会保険料控除」等の **所得から差し引かれる金額** の該当する控除欄に表示された金額が源泉徴収票に記載されている金額と相違ないか確認してください。

入力した金額等が誤っている又は入力未済となっている項目がある場合は、その内容に応じて **収入金額・所得金額を修正する**、**所得控除を修正する**、**税額控除・その他の項目を修正する** をクリックして、それぞれ該当する画面において訂正入力等してください。

入力方法が分からない場合には、「ご利用ガイド」の **【入力例】** (35ページ参照) の具体的な入力例を参照してください。

入力内容を確認して **次へ>** をクリックしてください。
クリックすると、**納税額** (この事例の場合は19,400円となります) が表示されますので、確認後 **OK** ボタンをクリックしてください。

6 住民税等入力画面で、住民税の徴収方法などについて入力します。

7 住所・氏名等入力画面などで、職業・世帯主、マイナンバー(個人番号)などを入力します。

Ⅲ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

令和 2 年分 株式等の
譲渡所得等のあらまし

有価証券の譲渡による所得のうち、株式等の譲渡に係るものは、原則として、申告分離課税の方法により課税されます。

ここでは、令和 2 年分の**申告分離課税の方法による株式等の譲渡所得等の概要**を中心に説明しています。4 ページから 43 ページの記載例等とともに申告書等の作成の参考としてください。

	(ページ)
I 株式譲渡益課税のあらまし	45
II 取得費(取得価額)	49
III 譲渡所得等の金額及び税額の計算	51
IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	52
V 特定口座制度	54
VI 国外転出時課税制度の概要	57
VII 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例	58
VIII 上場株式等の配当等の課税関係	62

譲渡所得等の申告に当たっての注意点

- 株式等の譲渡所得等に対しては、**地方税(住民税) もかかります。**
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません(住民税については、57 ページ「参考事項 2」参照)。
- あなた(株式などをお売りになった方)を控除の対象者として、「**配偶者(特別)控除**」、「**扶養控除**」の適用を受けている方がいる場合には、あなたの一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額によっては、これらの控除の適用が受けられないことがあります。
特に、これらの**控除の適用を受けている方が給与所得者の場合は、ご注意ください。**
- ここに説明していない事柄や分からないことがありましたら、国税庁ホームページのタックスアンサーをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

お知らせ 1

平成 25 年分から令和 19 年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の 2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

また、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

I 株式譲渡益課税のあらまし

1 申告分離課税制度のあらまし

一般株式等（47ページ参照）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の15%に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

また、上場株式等（46ページ参照）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の15%に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

営利を目的として継続的に行う株式等（46ページ参照）の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得となり、それ以外の株式等の譲渡による所得は、譲渡所得となります。

なお、次の株式等の譲渡による所得は、**譲渡所得**として差し支えありません。

- (1) 上場株式等で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得
- (2) 一般株式等の譲渡による所得

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、所得の区分ごとに次のように計算します。

一般株式等に係る 譲渡所得等の金額	=	総収入金額 (譲渡価額)	-	必要経費 (取得費+譲渡費用+負債利子)	-	特定投資株式 の控除額	損益の通算 は不可
上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	=	総収入金額 (譲渡価額)	-	必要経費 (取得費+譲渡費用+負債利子)	-	特定投資株式 の控除額	

総 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	○ 譲渡した株式等の取得に要した金額等 ※ 詳しくは、49ページから50ページをご覧ください。 ○ 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例 ※ 詳しくは、62ページをご覧ください。
	譲渡に要した 費 用	○ 譲渡のために要した委託手数料 ○ 管理費(事業所得又は雑所得に限ります。) ○ その他の経費
	取得に要した 負 債 の 利 子	○ 譲渡した株式等の取得のための借入金等の利子で、 本年中の所有期間に対応する部分の金額
	特定投資株式 の取得に要した 金額の控除	○ 特定投資株式を払込みにより取得した場合、その 取得に要した金額を一般株式等に係る譲渡所得等の 金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算 上控除することができます(58ページ参照)。
	一般株式等に係る 譲渡所得等の金額 又は 上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	【上場株式等のみ】 ○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、 その年分の分離課税配当所得等金額と損益通算し、控 除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以後3年間の各 年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課 税配当所得等金額から控除できます(52ページ参照)。

2 申告分離課税以外の課税方法

株式等の譲渡による所得であっても、その株式等の譲渡が次に掲げる譲渡に該当するときは、それぞれ次に掲げる方法により課税されます。

- (1) 有価証券先物取引（有価証券の受渡しが行われることとなるものに限ります。）の方法による株式等の譲渡

事業所得又は雑所得として総合課税

〔注〕 金融商品先物取引等の決済が差金等決済によるときは、事業所得又は雑所得として分離課税

- (2) 土地等の譲渡に類する株式等の譲渡で、土地等の短期譲渡所得として分離課税の対象とされるもの
土地等の短期譲渡所得として分離課税

- (3) ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分の譲渡

原則、譲渡所得として総合課税

- (4) 源泉徴収口座（54ページ参照）での上場株式等の譲渡

源泉徴収のみで課税関係が終了（申告分離課税により確定申告をすることもできます。）

3 株式等の範囲

- (1) 「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分を除きます。）をいいます。

- ① 株式（投資口を含みます。）、株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含みます。）及び新株予約権の割当てを受ける権利
- ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、③に掲げるものを除きます。）
- ③ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利及び同法に規定する引受権を含みます。）
- ④ 投資信託の受益権
- ⑤ 特定受益証券発行信託の受益権
- ⑥ 社債的受益権
- ⑦ 公社債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等並びに農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債及び償還差益について発行時に源泉徴収された割引債を除きます。）

- (2) 「上場株式等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等
※ 上場されている株式等には、いわゆる ETF、J-REIT、ベンチャーファンド及びカントリーファンドを含みます。
- ② 店頭売買登録銘柄として登録されている株式（出資及び投資口を含みます。）
- ③ 店頭転換社債型新株予約権付社債
- ④ 店頭管理銘柄株式（出資及び投資口を含みます。）
- ⑤ 日本銀行出資証券
- ⑥ 外国金融商品市場において売買されている株式等
- ⑦ 投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の受益権
- ⑧ 特定投資法人の投資口
- ⑨ 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の受益権
- ⑩ 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権
- ⑪ 国債及び地方債

- ⑫ 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券
- ⑬ 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資法人債、短期投資法人債、特定社債及び特定短期社債を除きます。）
- ⑭ 公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の公募により行われたもの
- ⑮ 社債のうち、その発行の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの
- ⑯ 金融商品取引所（これに類するもので、外国の法令に基づき設立されたものを含みます。）においてその金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他その公社債及びその発行者に関して明らかにされるべき基本的な情報をいいます。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、その公社債がその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの
- ⑰ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの
 - a 有価証券の売出し（その売付け勧誘等が一定の場合に該当するものに限ります。）に応じて取得した公社債（bにおいて「売出し公社債」といいます。）で、その取得の時から引き続きその有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているもの
 - b 売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除きます。）で、その取得の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（その取得の時から引き続きその売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限ります。）
- ⑱ 外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの
- ⑲ 銀行業若しくは第一種金融商品取引業を行う者若しくは外国の法令に準拠してその国において銀行業若しくは金融商品取引業を行う法人（以下「銀行等」といいます。）又はその銀行等の関連会社として一定の者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でない社債として一定のものを除きます。）
- ⑳ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（その発行の時に同族会社に該当する会社が発行したものを除きます。）

(3) 「一般株式等」とは、上場株式等以外の株式等をいいます。

4 株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税の範囲（主なもの）

- (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 法人の株主等がその法人の合併（合併法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった場合など一定の場合を除きます。）等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当等の額とみなされる部分の金額を除きます。）
 - ② 公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含みます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（**特定公社債（上記3(2)の①、③、⑥又は⑪から⑳までに掲げる公社債をいいます。）**以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、その償還の日において同族会社からその株主などが交付を受けるものの価額を除きます。）の合計額
 - ③ 分離利子公社債に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額
 - ④ 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、その投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額
- (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、上場株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 上記(1)の①から③までに掲げる金額
 - ② 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類

区 分		特 例						申告の際に必要な書類						
		エンジェル控除(※2)の特例	上場株式等の 損益通算及び繰越控除			特定投資株式の 損益の計算及び繰越控除			申告書B第二・三表、第三表	申告書付表(※3)	計算明細書			
			前年からの繰越損失の金額	分離課税配当所得等金額との損益通算	翌年への繰越損失の金額	前年からの繰越損失の金額	上場株式等に係る譲渡所得等の金額との損益の計算	翌年への繰越損失の金額			計算明細書(※4)	エンジェル控除の明細書(※5)	株式の異動明細書(※6)	
株式(特定投資株式(※1)以外)	譲渡益	なし	なし					○	—	③	—	—		
			あり					○	①	③	—	—		
		あり	なし					○	—	③	○	—		
			あり					○	①	③	○	—		
	譲渡損							なし	なし	(申 告 不 要)				
								あり		○	①	③	—	—
									あり	○	①	③	—	—
	特定投資株式(エンジェル株式)	譲渡益	なし								なし		○	—
あり				○	②	④	—				○			
あり			なし	○	—	④	○				○			
			あり	○	②	④	○				○			
譲渡損					あり	○	②				④	—	○	
						あり	○				②	④	—	○
譲渡事実はないが、翌年以後に繰越控除の特例を受けようとする場合								○	①又は②	—	—	—		

(注1) 同一年中に特定投資株式以外の株式と特定投資株式の両方を譲渡した場合には、特定投資株式における書類を使用します。

(注2) 上記以外の場合については、税務署にお尋ねください。

※1 60ページの「参考事項4」を参照してください。

※2 58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3(1)をいいます。

※3 表中の①は、「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」を表します。また②は、「確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)」を表します。

※4 表中の③は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を表します。また④は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」を表します。

※5 「エンジェル控除の明細書」とは、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」をいいます。この明細書は、58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3(1)の特例を受ける場合に必要になります。

※6 「株式の異動明細書」は、58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3のいわゆるエンジェル税制の特例を受ける場合に必要となります。

Ⅱ 取得費（取得価額）

1 株式等の取得費（取得価額）【原則】

株式等の取得費は、原則として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額です。

	区 分	取得費（取得価額）
イ	金銭の払込みにより取得した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その払い込んだ金銭の額（その金銭の払込みによる取得のために要した費用の額を加算した金額）
ロ	特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式	その譲渡についての制限が解除された日（同日前で令和2年4月1日以後に、特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の交付を受けた個人が死亡した場合において、一定のものについては、その個人の死亡の日）における価額
ハ	発行法人から与えられた次に掲げる権利の行使により取得した株式等（特定権利行使株式を除きます。）	
	① 改正前の商法に規定する新株予約権	その権利の行使の日における価額
	② 会社法第238条第2項の決議等に基づき交付された新株予約権（新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件、金額であるとされるもの又は役務の提供による対価であるとされるものに限り。）	
	③ 株式と引換えに払い込むべき金額が有利な場合におけるその株式を取得する権利（①又は②に該当するものを除きます。）	その権利に基づく払込み又は給付の期日における価額
ニ	発行法人の株主等として与えられた新たな払込みや給付を要しないで取得した株式又は新株予約権	零
ホ	購入した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その購入の代価（購入手数料、その他その株式等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ヘ	イからホ以外の方法により取得した株式等	その取得の時におけるその株式等の取得のために通常要する価額

2 株式等の取得費（取得価額）【その他】

- (1) 相続（限定承認に係るものを除きます。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）又は贈与により取得した株式等の取得費（取得価額）は、被相続人又は贈与者の取得費（取得価額）を引き継ぎます。

なお、相続や贈与などの際に相続人や受贈者が支払った名義書換手数料などの金額も取得費（取得価額）に含まれます（下記(6)を適用する場合を除きます。）。

- (2) 株主割当てにより旧株に対して割り当てられた新株を取得した場合（金銭の払込みを要する場合に限り。）において、その株主割当て後の旧株と新株の1株当たりの取得費（取得価額）は、次の算式で計算します。

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{旧株1株の従前} \\ \text{の取得費等} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{新株1株当た} \\ \text{りの払込金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{旧株1株当た} \\ \text{りの新株数} \end{array} \right)}{\text{旧株1株当たりの新株数} + 1} = \left(\begin{array}{c} \text{株主割当て後の旧株} \\ \text{及び新株の取得費等} \end{array} \right)$$

- (3) 信用取引又は発行日取引の方法による株式の売買を行った場合の売付けに係る株式の取得価額として事業所得又は雑所得の必要経費に算入する金額は、その株式の買付けに要した金額です。

- (4) **昭和27年12月31日以前に取得した株式等**について譲渡所得の金額の計算をする場合の取得費は、原則として、同月中の公表最終価格等を基として計算します。
- (5) **特定権利行使株式(58ページの2(1) 及び60ページ「参考事項4」参照)**について、譲渡所得等の金額の計算をする場合の取得費は、原則として、払込価額(権利行使価額)となります。
- (6) 株式等の取得費(取得価額)の金額が、その譲渡に係る収入金額の5%相当額に満たない場合には、その5%相当額を取得費(取得価額)の金額とすることができます。

3 2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を譲渡した場合の株式等の取得費

その株式等を取得した時(その後既にその株式等の一部を譲渡している場合には、直前の譲渡の時)から譲渡の時までの期間を基礎として、取得した時(又は直前の譲渡の時)において有していた株式等及びその期間内に取得した株式等について**総平均法に準ずる方法**によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

総平均法に準ずる方法の計算については、次の設例をご覧ください。

設 例

次の例を基に、令和2年10月2日に譲渡した株式3,000株の、譲渡所得の取得費を計算します。

取引例

(取引年月日等)	(株数)	(単価)	(入金)	(出金)
①平成30年11月9日 取得	3,000株	156円		468,000円
②平成31年1月9日 譲渡	2,000株	180円	360,000円	
③平成31年2月8日 取得	4,000株	170円		680,000円
④令和2年10月2日 譲渡	3,000株	150円	450,000円	

イ まず、平成31年1月9日の譲渡後(直前の譲渡後)の残株式1,000株の取得に要した金額を計算します。

$$\frac{468,000円}{3,000株} \times 1,000株 = \underline{156,000円}$$

ロ 次に、令和2年10月2日に譲渡した株式3,000株の取得費を計算します。

$$\frac{\left[\frac{156,000円}{1,000株} \right] + \left[\frac{680,000円}{4,000株} \right]}{1,000株 + 4,000株} = \underline{168円} \quad \text{【1円未満切り上げ】}$$

$$168円 \times 3,000株 = \underline{504,000円}$$

①
平成30年11月9日
に取得した
3,000株
の取得に要した金額
468,000円

②
平成31年1月9日
に譲渡した
2,000株
の取得費
312,000円
残株式 1,000株
の取得に要した金額
156,000円

③
平成31年2月8日
に取得した
4,000株
の取得に要した金額
680,000円
1,000株
156,000円

④
令和2年10月2日に
譲渡した
3,000株
の取得費
504,000円
残株式
2,000株
の取得に要した金額
336,000円

$$168円 \times 2,000株 = \underline{336,000円}$$

(注) 売買委託手数料やそれに係る消費税及び地方消費税も取得費(取得価額)に算入されますが、上記の計算例では、便宜上、これらの金額を含めないで計算しています。

Ⅲ 譲渡所得等の金額及び税額の計算

1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、次のように計算します。

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等の} \\ \text{譲渡損益} \\ \hline \end{array} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等の} \\ \text{譲渡損益} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{特定投資株式の} \\ \text{控除額 (※)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{特定投資株式に} \\ \text{係る譲渡損失の} \\ \text{繰越控除額等} \\ \text{(※)} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡損失の繰越控除額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}$$

※ 控除額及び繰越控除額は、一般株式等、上場株式等の順に控除します。

(注) **一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、他の一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、**上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、他の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除できますが、原則として**一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、**上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。

また、その控除をしてもなお控除しきれない**赤字の金額**は、給与所得など**他の各種所得（分離課税配当所得等を除きます。）の黒字の金額から差し引くことはできません。**

逆に、不動産所得など**他の各種所得に赤字の金額がある場合**においても、その各種所得の**赤字の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から差し引くことはできません。**

参考
1

2 税額の計算

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額等から控除} \\ \text{しきれない所得控除額} \\ \text{(※1)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{課税譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{課税譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{課税譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{課税譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 \times \text{所得税15\% (他に住民税5\%)} = \text{所得税額(※2) (住民税額)}$$

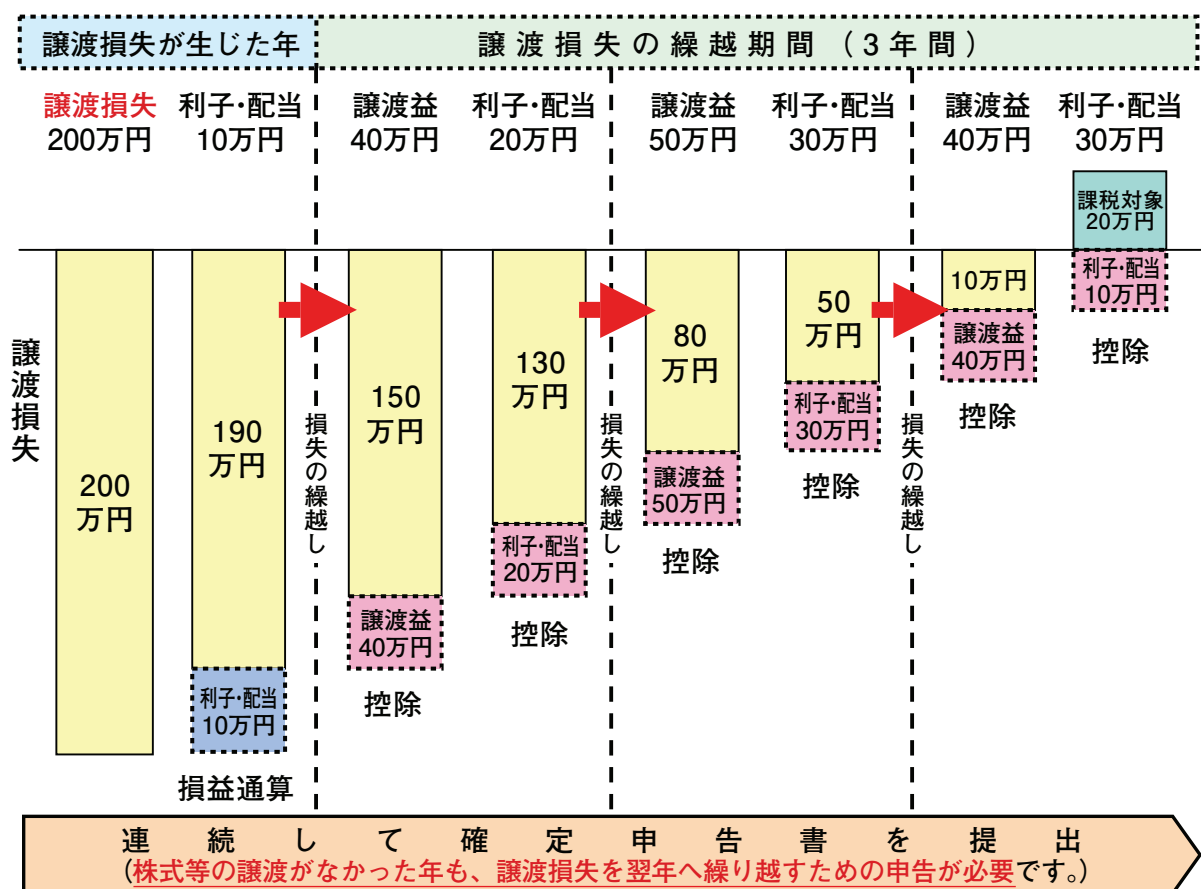
※1 **総所得金額等から控除しきれない雑損控除、医療費控除、配偶者控除、基礎控除などの所得控除の金額**がある場合には、その控除しきれない金額を**一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除**します。

所得控除の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から順次控除します（ただし、これと異なる順序で控除しても差し支えありません。）。

※2 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

Ⅳ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

1 概要



2 内容

平成28年分以後の各年分において上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡（下記(1)参照）したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（下記(2)参照）と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお**控除しきれない譲渡損失の金額**については、翌年以後**3年**間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から**繰越控除**することができます。

(注1) 繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

(注2) 上場株式等の譲渡であっても、いわゆる相対取引など（具体的には、次の(1)の①から⑪以外の方法による上場株式等の譲渡）により生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(注3) 非課税口座（NISA・つみたてNISA）及び未成年者口座（ジュニアNISA）内の上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡の範囲

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡（金融商品取引業者等を通じた譲渡）は、次の方法による上場株式等の譲渡をいいます。

- ① 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関への売委託により行う譲渡
- ② 金融商品取引業者に対する譲渡
- ③ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する譲渡で一定のもの
- ④ 法人の合併などによりみなし譲渡課税の対象となるもの（47ページの4(2)参照）
- ⑤ 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による株式交換完全親法人又は株式

移転完全親法人に対する譲渡

- ⑥ 上場株式等を発行した法人に対して会社法の規定に基づいて行う単元未満株式の譲渡
- ⑦ 新株予約権付社債についての社債、取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の発行法人に対する譲渡で一定のもの及び取得条項付新投資口予約権の発行法人に対する譲渡
- ⑧ 上場株式等を発行した法人に対して改正前の商法の規定に基づいて行う端株の譲渡
- ⑨ 上場株式等を発行した法人が行う会社法第234条第1項の規定等による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売その他一定の譲渡
- ⑩ 信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます。）の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの
- ⑪ 国外転出時課税制度（57ページ参照）により譲渡があったものとみなされるもの

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額の損益通算の方法

その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除します。

なお、上場株式等に係る配当所得等の金額とは、上場株式等の配当等^(注)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り、）の合計額をいいます。

注 「上場株式等の配当等」とは、特定公社債（47ページの4(1)の②参照）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいい、大口株主等^(※)が支払を受けるものを除きます。

※ 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除の方法

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年以前3年以内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除します。

② 前年以前3年以内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除する場合において、その年分の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「上場株式等に係る配当所得等の金額」があるときは、まずその「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」から控除し、なお控除しきれない譲渡損失の金額をその「上場株式等に係る配当所得等の金額」から控除します。

※ 「上場株式等に係る配当所得等の金額」については、上記(2)の適用がある場合は、これを適用した後の金額になります。

(4) 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」は、配当所得等との**損益通算の適用後の金額**であり**繰越控除の適用前の金額**となります。

3 手続

それぞれの特例の適用を受けるためには、次の手続が必要になります。源泉徴収口座（54ページ参照）の譲渡損失の金額を申告する場合も同じです。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算

① この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載します（【事例4】28ページの**特例適用条文**を参照）。

② 上記①の年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書**（※）の添付がある確定申告書を提出します。なお、控除しきれない譲渡損失の金額があり、翌年以後にその譲渡損失の金額を繰り越す場合には、次の(2)の手続が必要になります。

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書**（※）の添付がある確定申告書を提出します。

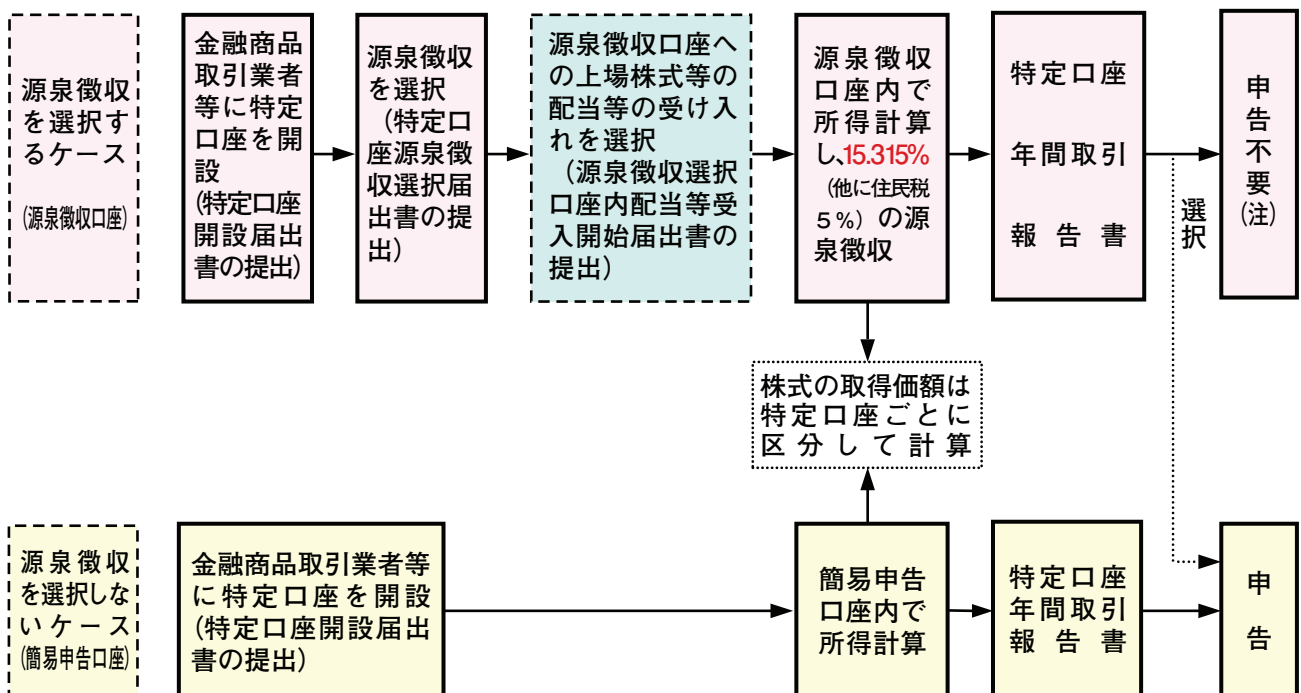
② 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年において**連続**して確定申告書を提出します（上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後にこの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書に「**所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）**」を添付する必要があります（48ページ参照）。）。

③ この繰越控除の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書（※）を添付します。

※ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「**所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）**」

V 特定口座制度

1 概要図



〔注〕 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を、その源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺する場合、又は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける場合などには、確定申告が必要です。

2 内容

(1) 特定口座制度の概要

金融商品取引業者等に特定口座を開設して取引をした場合においてその特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等を譲渡した場合には、それぞれの**特定口座ごとに**、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等の譲渡所得等の金額とを**区分して計算**します。

また、その特定口座内の譲渡所得等の金額の計算は金融商品取引業者等が行い、年間の取引の合計を記載した「**特定口座年間取引報告書**」が、取引を行った年の翌年1月31日までに金融商品取引業者等から交付されます。

(2) 源泉徴収を行う特定口座（源泉徴収口座）【申告不要制度】

「**特定口座源泉徴収選択届出書**」の提出がされた特定口座（**源泉徴収口座**）においては、上場株式等の譲渡の都度、年初からの純利益を計算し、その年における前回の譲渡までの純利益の額を超える部分の金額（**源泉徴収選択口座内調整所得金額**）が生じた場合には、その譲渡の対価の支払をする際に、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に**所得税及び復興特別所得税15.315%**（他

に住民税 5%) の税率を乗じて計算した金額が金融商品取引業者等により源泉徴収^注され、納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。また、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座に受け入れることができ、上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当等の額の総額からその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を控除（損益通算）した金額をもとに金融商品取引業者等により源泉徴収され納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。これらの場合、「配偶者控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」は、源泉徴収口座の所得を含めずに判定します。

ただし、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額が赤字となった場合（上場株式等の配当等を受け入れている場合においてその上場株式等の配当等との損益通算後）で、その赤字をその源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺するとき、又は「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例（52ページ参照）の適用を受けるときなどには、確定申告をする必要があります。これらの場合には、下記の【注意】をご確認ください。

（注）年初からの譲渡の純利益を計算した結果、その金額が、その年における前回の譲渡までの純利益の額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない金額に所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）を乗じて計算した金額に相当する所得税及び復興特別所得税が金融商品取引業者等から還付されます。ただし、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等の額の総額との損益通算は、年末時点で譲渡損失が確定した後に行われます。

3 手続

- (1) 源泉徴収を選択する場合には、その年の最初の譲渡の時までに、金融商品取引業者等に対して、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出する必要があります。また、その選択は年単位となりますので、年の途中で源泉徴収を行わないように変更することはできません。
- (2) 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れる場合には、その口座に受入れをしようとする上場株式等の配当等の支払の確定する日までに、金融商品取引業者等に対して、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出する必要があります。また、その受入れは「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出するまで継続されます。
- (3) 確定申告書を提出する場合において、「特定口座における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「その特定口座以外における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」との合計は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」により行います。
- (4) 確定申告書を提出するに当たり、特定口座年間取引報告書の添付は不要です。ただし、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

（注）特定口座年間取引報告書を添付しない場合でも、税務署等で確定申告書等を作成するときは、特定口座年間取引報告書が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【注意】

源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額の申告に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- 2 源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額とその源泉徴収口座の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することもできます。ただし、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- 3 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告することとする変更もできません。

参考 1

参考事項 1

令和元年分以降用から、申告書第三表（分離課税用）に「上場株式等の譲渡所得等に関する事項」欄（99上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額）が設けられました。この欄には、申告することを選択した特定口座（源泉徴収口座）の上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額など、次の①から③までに掲げる源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額を記入します。

具体的には、特定口座年間取引報告書の（譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等）の「源泉徴収税額（所得税）」欄の金額となります。

具体的には、未成年者口座年間取引報告書（課税対象所得等の状況）の課税対象となる譲渡所得等に関する事項の「源泉徴収税額」欄の金額となります。

具体的には、特定割引債の償還金の支払通知書等に記載される所得税及び復興特別所得税の金額となります。

56

参 考 事 項 2

【配当割額控除額】 【株式等譲渡所得割額控除額】 等について

個人住民税において、令和2年中に道府県民税配当割額（5%の税率）が特別徴収された特定配当等の額について、上場株式等の配当所得等として申告し、総合課税又は申告分離課税を選択する場合及び道府県民税株式等譲渡所得割額（5%の税率）が特別徴収された特定株式等譲渡所得金額について、上場株式等の譲渡所得等として申告し、申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります^(注)（特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額については、確定申告又は個人住民税の申告をせずに、特別徴収で済ませることもできます。）。確定申告書又は個人住民税の申告書を提出すると、個人住民税において、特別徴収された配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けることができます。確定申告書を提出する場合には、**申告書第二表の「配当割額控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額控除額」欄**を記入してください（56ページ **《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法**を参照）。

なお、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する場合、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額に影響を及ぼす場合がありますので、ご注意ください。

また、個人住民税において、上場株式等の譲渡所得等について申告分離課税を選択した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、その適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

（注） 特定配当等の額又は特定株式等譲渡所得金額に係る個人住民税の課税方式について、所得税及び復興特別所得税と異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書の送達までに、別途、個人住民税の申告が必要です。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

参 考 事 項 3

【分配時調整外国税相当額控除】 について

令和2年1月1日以後、集団投資信託の収益の分配等の支払を受ける場合に、その収益の分配等に係る一定の外国所得税等の額があるときは、その年分の所得税及び復興特別所得税の額からその外国所得税等の額が控除されます（分配時調整外国税相当額控除）。

なお、上場株式等の配当等のうち一定のものが、支払の取扱者（証券会社等）により交付される場合に、その上場株式等の配当等に係る一定の外国所得税等の額があるときは、一定の金額を控除して計算した所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。この場合において、源泉徴収口座にその上場株式等の配当等を受け入れているときは、その源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の「上場株式配当等控除額」欄に、控除された一定の金額が記載されます。

また、確定申告において、その上場株式等の配当等を申告し、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書に「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」等を添付する必要があります。

Ⅵ 国外転出時課税制度の概要

平成27年7月1日以後に**国外転出**（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をする一定の居住者^(注1)が**1億円以上**の対象資産^(注2)を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課されます。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の手続をすることで、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。**いずれの減額措置等も国外転出の時までに納税管理人の届出書を所轄税務署に提出**するなどの手続が**必須**となりますので、ご注意ください。

また、平成27年7月1日以後に**1億円以上**の対象資産を所有等している一定の居住者^(注3)から、**国外に居住する親族等（非居住者）へ、贈与、相続又は遺贈**によりその対象資産の全部又は一部の移転があ

った場合には、移転があったその対象資産の含み益に所得税が課されます。

(注1) 原則として国外転出をする日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有している者をいいます。

(注2) 対象資産とは、有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引をいいます。

(注3) 原則として贈与の日又は相続開始の日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有している贈与者又は被相続人をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

VII 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例

以下の株式等に係る譲渡所得等の特例の詳しい内容については、税務署にお尋ねください。《措法：租税特別措置法、所法：所得税法》

1 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37条の11の2）

特定口座内保管上場株式等であったもの（内国法人の株式又は公社債に限ります。）が、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き特定管理株式等として特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている場合には、株式又は公社債を発行した内国法人に清算終了等の事実が発生した時にその特定管理株式等の譲渡があったものとみなし、その取得価額を上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

また、「特定口座内公社債」で、一定の要件を満たすものについても、本特例の適用を受けることができます。

なお、その譲渡損失の金額については、確定申告により、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例（52ページ参照）の適用を受けることができます。

2 特定権利行使株式に係る各種特例（いわゆるストック・オプション税制）

(1) 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税（措法29条の2①）

いわゆる税制適格ストック・オプションを行使して株式（特定権利行使株式（50ページの(5)及び60ページ「参考事項4」参照）を取得した場合の経済的利益は非課税とされています。ただし、その特定権利行使株式を譲渡した場合、その譲渡による所得は、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

(2) 特定権利行使株式に係る保管の委託等の解約等があった場合のみなし譲渡課税（措法29条の2④）

特定権利行使株式の保管の委託等の解約等により、その全部又は一部の返還又は移転があった場合、その時点で、その時における価額に相当する金額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算をします。

(3) 特定従事者が国外転出をする場合のみなし譲渡課税（措法29条の2⑤）

特定従事者が国外転出をする場合、その国外転出の時に有する一定の特定権利行使株式については、その時点で、権利行使時価額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算をします。

3 特定投資株式に係る各種特例（いわゆるエンジェル税制）

(1) 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）

特定投資株式を払込みにより取得をした場合（特定権利行使株式の取得を除きます。）には、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、その計算上その年中に払込みにより取得した特定投資株式（その年の12月31日に有するものに限り、以下「控除対象特定株式」といいます。）の取得に要した金額の合計額（この特例の適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とします。）が控除されます。

なお、特例適用年の翌年以後の控除対象特定株式と同一銘柄株式1株当たりの取得費は、その同一銘柄株式の特例適用年の12月31日における1株当たりの取得費から特例の適用を受けた金額を12月31日において有するその同一銘柄株式の数で除した金額を控除した金額に調整します（59ページ

の「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。)

(2) 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（措法37条の13の2①）

払込みにより取得をした特定投資株式が、上場等の日の前日までの期間内に、清算結了等の事実により株式としての価値を失ったときは、その損失はその株式を譲渡したことによる損失とみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

(3) 特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（措法37条の13の2④）

払込みにより取得をした特定投資株式を上場等の日の前日までの期間内に譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額（上記(2)の損失も含まれます。）のうち、譲渡した年の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、その年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除できます。

(4) 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（措法37条の13の2⑦）

上記(3)の特例を適用しても、なお控除しきれない譲渡損失の金額は、その年の翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できます。

なお、同一年中に生じた「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」の繰越額及び「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の繰越額がある場合において、上場株式等の譲渡益から控除する順序は、①「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」、②「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の順となります。

(5) 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（平成20年法律第23号による改正前の措法37条の13の3）

平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの間に払込みにより取得をした特定投資株式について、その特定投資株式を譲渡した場合で、一定の要件に該当するときは、その譲渡による一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、その2分の1に相当する金額となります。

上記(1)から(5)の特例の適用を受ける場合には、その特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に、特例の適用を受けようとする旨の記載をし（上記(4)を除きます。）、かつ、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」などの書類を添付する必要があります。添付する書類については、48ページの「5 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」を参照してください。

【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算

ここでは、特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）（58ページの3(1)参照）の適用を受けて取得した株式の取得費の調整計算を説明します。

この特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合、その取得費の計算は通常の方法（総平均法に準ずる方法）により計算した金額から調整計算をする必要があります。計算例は次のとおりです。

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41条の19）（60ページの「参考事項5」参照）の適用を受けて取得した株式についても下記の【計算例】と同様の調整計算が必要となります。この場合、下記の【計算例】の①欄は、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の⑩欄又は⑮欄の金額になります。

【計算例】

① 特例の適用を受けた金額	6,000,000 円
② 令和2年12月31日において有する同一銘柄株式の株数	3 株
③ この特例を適用しないものとした場合の、令和2年12月31日の取得費の金額（単価）	3,500,000 円
④ 取得費の調整の際に控除する金額（①／②）	2,000,000 円
⑤ 調整後の取得費の金額（単価）（③－④）	1,500,000 円

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑩欄の「一般株式等」及び「上場株式等」の合計額を記載します。

特例の適用をしないで総平均法に準ずる方法により計算した、令和2年12月31日現在の取得費の金額を記載します。

令和3年以後にこの銘柄の株式を譲渡する場合の取得費の金額となります。

参考事項 4

【特定権利行使株式（いわゆるストック・オプション税制の適用を受けて取得した株式）】

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例（措法29条の2）の適用を受けて取得した株式をいいます。

【特定投資株式】

特定投資株式とは次のものをいいます。

イ 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式

ロ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの

ハ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う一定の者が行う電子募集取扱業務により取得をされるもの

※ 上記ハについては、令和2年4月1日以後に払込みにより取得をした株式が対象となります。

ニ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社（平成26年4月1日から令和3年3月31日までに同法の指定を受けたものに限り。）により発行される株式

ホ 内国法人のうち、認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式（いわゆるグリーンシート銘柄の一部）を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定のものにより発行される株式で、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限り。）を通じて取得されるもの

※ 上記ホについては、平成31年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

ヘ 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（平成28年3月31日までに同法の確認を受けたものに限り。）で、一定の要件を満たすものにより発行される株式で、その確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの

※ 上記ヘについては、平成28年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

ト 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社であって、中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式

※ 上記トについては、平成22年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

参考事項 5

【特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41条の19）】

中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限り。）などにより発行される株式を払込みにより取得した場合には、その株式の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）について、寄附金控除の規定を適用することができます。

注1 本特例の規定の適用を受けた株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年に払込みにより取得をしたものについては、特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）（58ページ参照）の規定は適用されません。

注2 特定新規中小企業者に該当する株式会社などに出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得したその会社の株式の取得価額から控除されます（59ページの「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。）。

参考事項 6

【割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例（措法41条の12の2）】

平成28年1月1日以後に支払を受ける割引債（償還差益について発行時に源泉徴収されたものや特定口座に受け入れられているものなどを除きます。）の償還金については、その償還金に係る差益金額に対して、償還時に、所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）が源泉徴収され、株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税（47ページの4参照）の対象とされます。

申告に当たって、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を申告書第一表から第三表の該当する欄に、特別徴収された住民税の額を申告書第二表の「配当割額控除額」欄に記載します。

なお、確定申告書を提出する際、特定割引債（割引債のうち上場株式等に該当するものをいいます。）の償還に当たり交付される「特定割引債の償還金の支払通知書」の添付は不要です。ただし、税務署等で確定申告書等を作成する場合には、支払通知書が必要ですので、忘れずにお持ちください。

4 株式交換等に係る課税の特例（所法57条の4）

- (1) 居住者が、その有する株式（旧株）につき、その旧株を発行した法人の行った、①株式交換（その法人の株主に株式交換完全親法人又は株式交換完全親法人との間に一定の関係がある法人のうちいずれか一の法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかったものに限ります。）によりその株式交換完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式又は出資の交付を受けた場合、②特定無対価株式交換（その法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は出資その他の資産が交付されなかった株式交換で、その法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式又は出資の交付が省略されたと認められる一定の株式交換をいいます。）によりその旧株を有しないこととなった場合又は③株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）によりその株式移転完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、その旧株の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、その旧株の取得価額は引き継がれます。）。
- (2) 居住者が、次の①から⑥までに掲げる有価証券をそれぞれ①から⑥までに掲げる事由により譲渡をし、かつ、その事由により取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合など一定の場合には、これらの有価証券の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、これらの有価証券の取得価額は引き継がれます。）。
- ① 取得請求権付株式 請求権の行使
 - ② 取得条項付株式 取得事由の発生
 - ③ 全部取得条項付種類株式 取得決議
 - ④ 新株予約権付社債についての社債 新株予約権の行使
 - ⑤ 取得条項付新株予約権 取得事由の発生
 - ⑥ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債 取得事由の発生

5 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の13の3）

個人が、平成30年7月9日から令和3年3月31日までの間に産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画について認定を受けた法人（以下「認定特別事業再編事業者」といいます。）の行ったその特別事業再編計画に係る特別事業再編によりその有する他の法人の株式等を譲渡し、その認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合は、その他の法人の株式等の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、その他の法人の株式等の取得価額は引き継がれます。）。

6 保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対する求償権の行使ができなくなった場合の特例（所法64条②）

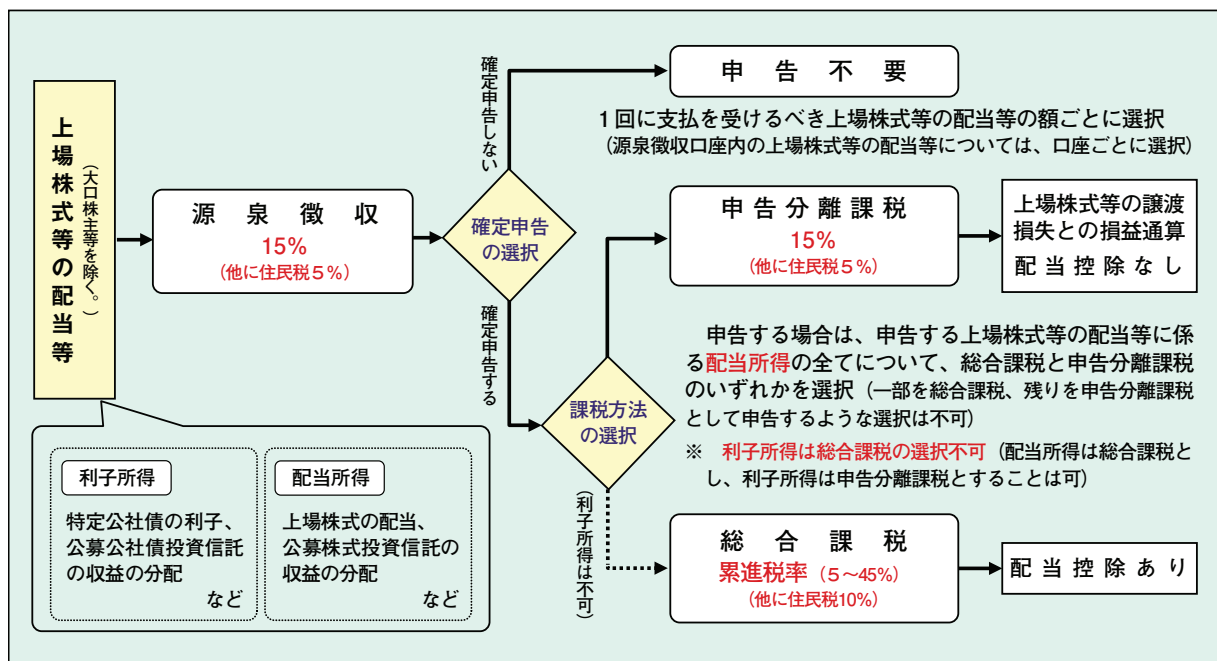
保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、主たる債務者に対し求償権の行使ができなくなった場合には、求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の金額は、一般株式等に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上なかったものとみなされます。

7 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（措法39条）

相続又は遺贈により取得した株式等を、相続の開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合には、その相続税額のうち譲渡した株式等に対応する金額を、譲渡した一般株式等の譲渡所得の金額又は上場株式等の譲渡所得の金額の計算上取得費に加算します。

VIII 上場株式等の配当等の課税関係

上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の申告等については、①申告不要とする方法、②申告分離課税により申告する方法、③「上場株式等の配当等に係る配当所得」^(注1)については総合課税とし、「それ以外のもの（利子所得）」については申告分離課税により申告する方法に大別され、これを図にすると次のとおりとなります。また、55ページ【注意】も併せてご確認ください。



- (注1) 上場株式等の配当等のうち、特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限り。）の社債的受益権の剰余金の配当など一定のものに係る配当所得は総合課税を選択することはできません。
- (注2) 「特定口座年間取引報告書」の「特定上場株式等の配当等」の⑨欄の金額は「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できますが、「上記以外のもの」の⑮欄の金額は「総合課税」の選択はできません。
- (注3) 所得税のほか、復興特別所得税が課されます。

お知らせ 2

株式等を売却された方の確定申告書や計算明細書などは、国税庁ホームページで作成できます！！

ご自宅などのパソコン等から国税庁ホームページにアクセスし、株式等の譲渡所得等に係る申告書などを作成することができます。

作成した申告書などは、マイナンバーカードとICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

また、事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。

※ パソコン等の環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

【参考 2】

給与所得金額の計算表など

※ 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合は、収入金額などを入力することで給与所得の金額や税額などが自動計算されます（詳しくは、35 ページから 43 ページをご覧ください。）。

1 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額		(申告書 B 第一表の㉔欄の金額)	A
A の金額		給与所得の金額	
～550,999円		0円	C
551,000円 ～1,618,999円	A - 550,000円	円	
1,619,000円 ～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	A ÷ 4 の金額 (千円未満の端 数は切捨て) ↓ B	B × 2.4 + 100,000円 円	
1,800,000円 ～3,599,999円		B × 2.8 - 80,000円 円	
3,600,000円 ～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円 円	
6,600,000円 ～8,499,999円		A × 0.9 - 1,100,000円 円	
8,500,000円～		A - 1,950,000円 円	

○ 所得金額調整控除
次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額（F 又は J）を C の金額から控除します。
なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。
詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の10ページから11ページをご覧ください。

① A の金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合			
A の金額	(最高1,000万円)	円	D
D - 850万円		円	E
所得金額調整控除額 (E × 0.1)		円	F
差引金額 (C - F)		円	G
② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合			
C の金額	(最高10万円)	円	H
公的年金等の雑所得の金額 (※)	(最高10万円)	円	I
所得金額調整控除額 ((H + I) - 10万円)		円	J
差引金額	①の計算をした場合 (G - J)	円	K
	①の計算をしなかった場合 (C - J)	円	

※ 「公的年金等の雑所得の金額」については、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の11ページから12ページをご覧ください。

○ ここで計算した給与所得の金額（C）又は給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額（G 又は K）は、申告書 B 第一表の「所得金額等」〔⑥給与〕欄へ転記します。

2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表の㉕欄の金額)	円	L
-----------	----------------	---	---

(注) 申告書第三表の「税金の計算」〔㉕課税される所得金額〕欄の書き方は、10 ページ、16 ページ、23 ページ、29 ページの「課税される所得金額」の計算を参照してください。

L の金額	M (所得税の税率)	N (控除額)	課税される所得金額に対する税額 (L × M - N)
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05 (5%)	0円	
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ～	0.45 (45%)	4,796,000円	円 (申告書第三表㉖欄へ)

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認 《例1》マイナンバーカード

書類の例 《例2》通知カード、住民票の写しなど + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、その記載事項(氏名・住所など)に変更がないもの又は正しく変更手続が取られているものに限りします。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載のあるものに限りします。
- 3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「**令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の41ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方で、令和2年分の退職所得を除く各種の**所得金額**の合計額が**2,000万円**を超え、かつ、令和2年12月31日において、**その価額の合計額が3億円以上の財産**又はその価額の合計額が**1億円以上の国外転出特例対象財産**を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「**財産債務調書**」を**令和3年3月15日(月)**までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、令和2年12月31日において、**その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を**令和3年3月15日(月)**までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

- ※ 1 「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合、その「財産債務調書」には、「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項(その国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。
- 2 相続又は遺贈により財産又は債務を取得した方は、その相続開始年分における「財産債務調書」についてはその財産又は債務を、その相続開始年分における「国外財産調書」についてはその財産を記載せずに提出することができ、その「財産債務調書」及び「国外財産調書」の提出義務については、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産又は国外財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「財産債務調書の提出義務」及び「国外財産調書の提出義務」をご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。